

市議会議員全員協議会資料

盛岡地域任意合併協議会における協議結果について

平成 16 年 8 月 30 日
企 画 部

盛岡市、矢巾町、玉山村の 3 市町村は、住民の方々に合併に関する精度の高い資料を提供するため、本年の 3 月 23 日に盛岡地域任意合併協議会を設置して以来、8 月 6 日まで 8 回の協議会を開催し、市町村合併に関する諸課題について協議を行ったので、その結果について報告します。

1 主な経過

- * 3 月 23 日 盛岡地域任意合併協議会の設立会議
 - ・協議会規約、平成 15 年度協議会予算について協議
- * 3 月 25 日 第 1 回協議会の開催（盛岡市）
 - ・報告事項
 - ①協議会規約等について
 - ②平成 15 年度予算について
 - ・協議事項
 - ①会議運営規程（案）について
 - ②事業計画（案）について
 - ③平成 16 年度予算（案）について
 - ④合併重点支援地域の申請について
- * 4 月 6 日 3 市町村の助役等による盛岡地域任意合併協議会幹事会の設置
- * 4 月 13 日 第 2 回協議会の開催（盛岡市）
 - ・報告事項
 - ①委員の変更について
 - ②幹事会規程、専門部会規程の改正について
 - ・協議事項
 - ①各種事務事業等の一元化に係る調査について
 - ②新市将来構想について
 - ③合併に関する協議項目について
- * 4 月 22～23 日 3 市町村の関係職員による専門部会、グループ会議の設置
- * 4 月 28 日 県が盛岡市、矢巾町、玉山村を合併重点支援地域に指定
- * 5 月 6 日 任意合併協議会委員先進地視察研修（宮古市）
- * 5 月 17 日 第 3 回協議会の開催（矢巾町）

- ・報告事項
 - ①委員の変更について
 - ②協議会ホームページの開設について
 - ③合併重点支援地域の指定について
- ・協議事項
 - ①主要事務事業・行政サービスの水準調整について
(条例、規則等の取扱いなど22項目)
 - ②新市将来構想について
(策定の目的・方針、地域の現況と課題、新市の将来像)

*5月31日 第4回協議会の開催（玉山村）

- ・報告事項
 - ①平成15年収支決算について
 - ②平成16年度補正予算（第1号）について
- ・協議事項
 - ①合併協議項目について
(合併の方式、議員の定数、農業委員の定数、自治区)
 - ②新市将来構想について
(新市の将来像)
 - ③主要事務事業・行政サービスの水準調整について
(介護保険事業の取扱いなど7項目)

*6月22日 第5回協議会の開催（矢巾町）

- ・協議事項
 - ①合併協議項目について
(合併の方式、合併の期日、新市の名称、事務所の位置、特別職の身分)
 - ②新市将来構想について
(新市の将来像、分野別施策の概要)
 - ③主要事務事業・行政サービスの水準調整について
(財産・債務の取扱いなど12項目)

*7月14日 第6回協議会（玉山村）

- ・報告事項
 - ①平成16年度補正予算（第2号）について
- ・協議事項
 - ①合併協議項目について
(合併の期日、新市の名称、事務所の位置、自治区、特別職の身分)
 - ②主要事務事業・行政サービスの水準調整について
(交通対策事業など10項目)

* 7月 26日 第7回協議会（盛岡市）

・協議事項

①合併協議項目について

（議員の定数、農業委員の定数、特別職の身分）

②新市将来構想について

（主要事業、財政計画の概要）

③主要事務事業・行政サービスの水準調整について

（財産・債務の取扱いなど51項目の再確認）

* 8月 6日 第8回協議会（盛岡市）

・協議事項

①合併協議項目について

（議員の定数）

②新市将来構想について

（財政計画）

③任意合併協議会報告書概要版の作成について

2 協議内容

① 合併協議項目（基本的な項目）

合併の方式、合併の期日など基本的な8項目は、事前に正副会長が話し合い調整の方向のたたき台を示すなどして協議会で協議し、資料1のとおり決定した。

② 合併協議項目（主要事務事業・行政サービスの項目）

3市町村が実施している事務事業等のうち、住民生活に関わりの深いものや調整が必要なもの51項目450区分の項目について、専門部会及び幹事会で調整の方向（案）を検討し、その提案をもとに協議会で協議し、決定した。

③ 新市将来構想の策定

新市の将来像を「都市・田園・自然のハーモニー～活力あふれる新県都」とし、まちづくりの基本理念、分野別施策の概要、財政計画などを内容とする新市将来構想を協議会で協議し、資料2（抜粋）のとおりの取りまとめを行った。構想は、計画の期間を10年とし、合併建設計画策定の基礎となる。

3 協議状況の情報提供

① 協議会だよりを5回発行し、3市町村の全世帯に配布

② 協議会ホームページを開設し、各協議会での協議内容を情報提供

（アクセス件数：1日平均45件）

③任意合併協議会報告書（概要版）の冊子を作成し、3市町村の全世帯に配布

④任意合併協議会報告書を取りまとめ、3市町村役場や各支所等に備付け

4 今後の対応

市内13ヶ所で市町村合併懇談会を開催し、全世帯配布の概要版の冊子をもとに協議内容を説明し、市民の方々から合併に関するご意見を伺い、懇談会で寄せられた市民の声や議会におけるご意見を踏まえるとともに、矢巾町及び玉山村における懇談会等の状況を踏まえながら次のステップへの移行について協議していく。

なお、3市町村の合併懇談会は次のとおり。

盛岡市 9月4～23日 6日間(13会場)

玉山村 9月4～12日 8日間(13会場)

矢巾町 9月25～26日 2日間(8会場)

	市町村	時 間	会 場
4日(土)	盛岡市	14:00～	河南公民館(ミニホール)
		18:00～	松園地区活動センター(第1集会室)
	玉山村	14:00～	町村活性化センター
		18:30～	外山地区コミュニティーセンター
5日(日)	玉山村	14:30～	巻堀小学校体育館
		18:30～	好摩地区体育館
6日(月)	玉山村	19:00～	姫神地区集会センター
7日(火)	玉山村	19:00～	城内地区コミュニティー消防センター
9日(木)	玉山村	19:00～	玉山村農民研修センター
10日(金)	玉山村	19:00～	舟田地区介護予防センター
11日(土)	盛岡市	10:00～	本宮老人福祉センター(1階和室)
		14:00～	川目老人福祉センター(2階大広間)
		18:00～	上田公民館(ホール)
	玉山村	14:00～	下田川崎地区コミュニティー消防センター
		18:30～	玉山地区健康増進施設
12日(日)	玉山村	10:00～	永井地区防災拠点施設
		14:30～	好摩東地区防災センター
		18:30～	玉山村中央公民館2階大会議室
17日(金)	盛岡市	18:30～	仙北地区活動センター(和室)
18日(土)	盛岡市	10:00～	青山地区活動センター(3階大ホール)
		14:00～	桜城老人福祉センター(和室)
		18:00～	中央公民館(大会議室)
19日(日)	盛岡市	10:00～	太田地区活動センター(和室)

23日(木)	盛岡市	10:00～	飯岡農業構造改善センター(2階大会議室)
		14:00～	乙部農業構造改善センター(研修室)
		18:00～	見前地区公民館(1階大研修室)
25日(土)	矢巾町	9:00～	農業構造改善センター
		13:00～	矢巾東小学校
		15:30～	徳田小学校
		① 19:00～	矢巾町公民館
26日(日)	矢巾町	9:00～	広宮沢1区公民館
		13:00～	矢巾北中学校
		15:30～	白沢集落センター
		19:00～	農村環境改善センター

合併協議項目總括表

(No.に〇がついた項目は協議会で協議するもの)

No.	協議項目	第3回(5/17)		第4回(5/31)		第5回(6/22)		第6回(7/14)		第7回(7/26)		第8回(8/6)	
		協議	確認	協議	確認								
①	合併の方式		○		○	◎							
②	合併の期日				○			○	◎				
③	新市の名称				○			○	◎				
④	新市事務所の位置				○			○	◎				
5	財産・債務の取扱い				○					○	◎		
6	議員の定数及び任期の取扱い		○							○		○	◎
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		○							○	◎		
8	地方税の取扱い				○					○	◎		
9	一般職の職員の身分の取扱い				○					○	◎		
10	特別職の身分の取扱い				○			○		○	◎		
11	条例、規則等の取扱い	○								○	◎		
12	事務組織及び機構の取扱い				○					○	◎		
13	一部事務組合等の取扱い				○					○	◎		
14	使用料、手数料等の取扱い				○					○	◎		
15	公共的団体等の取扱い				○					○	◎		
16	補助金、交付金等の取扱い				○					○	◎		
17	町名、字名の取扱い				○					○	◎		
18	慣行の取扱い				○					○	◎		
19	国民健康保険事業の取扱い	○								○	◎		
20	介護保険事業の取扱い		○							○	◎		
21	消防団の取扱い	○								○	◎		
22	行政区の取扱い				○					○	◎		
23	地域自治制度の取扱い			○						○	◎		
24	電算システムの取扱い	○								○	◎		
25	事務事業の取扱い												
1	女性施策推進事業	○								○	◎		
2	姉妹都市、国際交流事業	○								○	◎		
3	地域情報化事業	○								○	◎		
4	広報広聴事業	○								○	◎		
5	納稅関係事業					○				○	◎		
6	消防防災関係事業	○								○	◎		
7	交通対策事業								○	○	◎		
8	窓口業務	○								○	◎		
9	保健事業	○								○	◎		
10	衛生事業	○								○	◎		
11	障害者福祉事業								○	○	◎		
12	高齢者福祉事業							○	○	○	◎		
13	児童福祉事業			○						○	◎		
14	保育事業		○							○	◎		
15	生活保護事業	○								○	◎		
16	その他福祉事業							○	○	○	◎		
17	健康づくり事業	○								○	◎		
18	ごみ・し尿処理事業	○								○	◎		
19	環境対策事業	○								○	◎		
20	農業関係事業								○	○	◎		
21	畜産・林業関係事業							○	○	○	◎		
22	商工観光関係事業				○					○	◎		
23	勤労者、消費者関連事業	○								○	◎		
24	都市整備事業		○							○	◎		
25	上下水道事業		○							○	◎		
26	市町村立学校設置・学校給食事業								○	○	◎		
27	学校教育事業								○	○	◎		
28	文化・芸術振興事業	○								○	◎		
29	コミュニティ施策							○	○	○	◎		
30	社会教育事業	○								○	◎		
31	定住化対策事業			○						○	◎		
32	契約事務	○								○	◎		
33	指定金融機関の調整等	○								○	◎		
34	情報公開制度	○								○	◎		
35	青少年健全育成事業							○	○	○	◎		
26	新市建設計画	○		○			○			○		○	◎

資料 1

合併協議項目について

NO	協 議 項 目	頁	備 考
1	合併の方式	1	第5回協議会(6月22日)で協議済
2	合併の期日	2	第6回協議会(7月14日)で協議済
3	新市の名称	4	第6回協議会(7月14日)で協議済
4	新市事務所の位置	5	第6回協議会(7月14日)で協議済
6	議員の定数及び任期の取扱い	6	第8回協議会(8月6日)で協議済
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	7	第7回協議会(7月26日)で協議済
10	特別職の身分の取扱い	8	第7回協議会(7月26日)で協議済
23	地域自治制度の取扱い	11	第6回協議会(7月14日)で協議済

協議項目 NO	1	協議項目	合併の方式
協議の方向	合併の方式は、紫波郡矢巾町及び岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入する編入合併とする。		

NO 1

1 第5回協議会で出された意見等

(1) 一般的には、編入合併になると思うが、提案に至った考え方を矢巾町長、玉山村長に伺いたい。

- ・矢巾町長～総合的に見て編入合併方式で提案となるが、それぞれ対等の立場でのまちづくり、歴史、風土があるのでそれらを大切にしながら互譲の精神で新市の形成に歩み寄っていかなければならぬと考えている。

- ・玉山村長～編入合併方式による取組みの内容については、住民にきちんと説明していく必要があるが、県庁所在地として都市機能の集積を図りながら新しい市をつくっていくという観点から編入でよいのではと考えている。対等な立場で今までの歴史や文化などを大事にしながら、新たな市の発展のため、それぞれの地域が今まで以上に発展していくまちづくりを願うものである。

(2) 自立し、歴史もある市町村の立場からすれば新設という考え方もあるのでは。

2 合併の方式に関する考え方

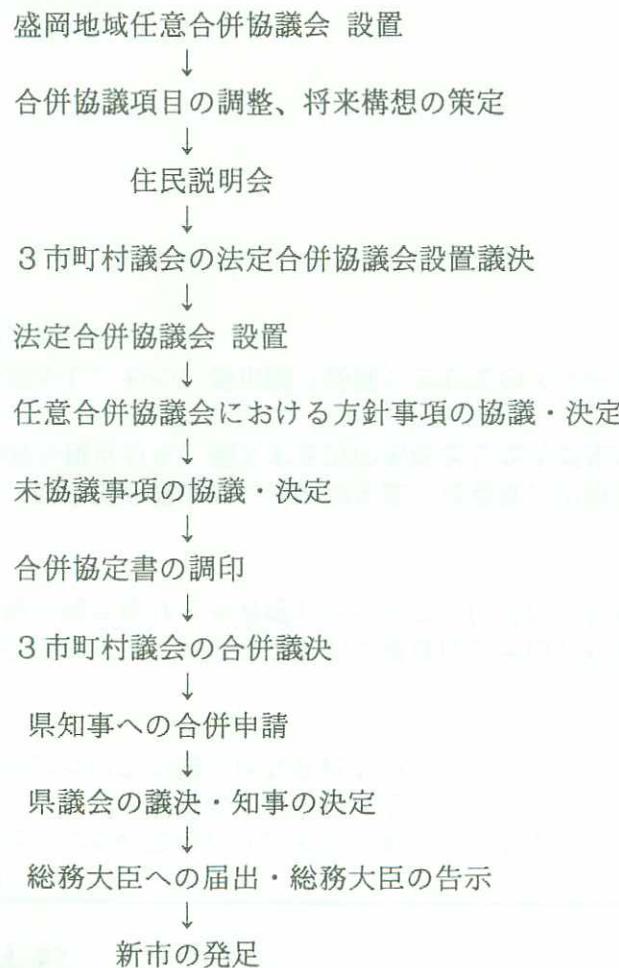
合併の方式については、相互に連携し一体的な発展を目指してきた社会経済的な交流や県庁所在都市としての都市機能の集積など広域的な観点から編入合併の方向で協議する。なお、合併方式は、編入としても、合併協議はもとよりこれからの中づくりに当っては、「対等な立場」、「互譲の精神」で行うことが基本であり、3市町村のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、合併の効果、メリットが發揮できるよう努める必要がある。

協議項目 NO	2	協議項目 合併の期日
協議の方向	合併は、改正合併特例法の規定が適用される期限内の合併とし、その合併の期日については、平成18年1月を目途とする。	
		NO 1
1 第5回協議会で出された意見等		
<ul style="list-style-type: none"> ・改正合併特例法の適用期限内の合併とした場合、手続き上で時間を要するようだが間に合うのか。 		
2 合併の期日に関する考え方		
<p>(1) 改正合併特例法に基づく各種特例措置を受けるため、同法の規定が適用となる期限（平成18年3月31日まで）を考慮する。</p>		
<p>(2) 合併の手続きに要する期間や窓口業務などの住民サービスへの影響、電算システムの統合などが支障ないような期間、時期を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協定書の調印から議会の議決、知事への合併申請、県議会の議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出など、合併手続きに要する期間として6ヶ月程度が必要となる。 ・財務会計システムや窓口証明業務などの電算システムの統合には準備作業に要する期間が必要となる。 ・新市の電算システムの切替え、稼動をスムーズに行うためには、閉庁日が続く時期が望ましい。 ・年度末、年度初の場合は、業務の煩雑化や住民の転出入が最も多くなる時期の電算システムの切替えとなり、住民サービスへの影響などが懸念される。 		

協議項目 NO	2	協議項目	合併の期日
協議の方向	NO2		

3 合併までの手続きの概要(参考)

平成16年3月23日



協議項目 NO	3	協議項目 新市の名称
協議の方向	合併後の新市の名称は盛岡市とする。	

NO 1

1 第5回及び第6回の協議会で出された意見等

- ・編入合併の場合でも名称を変更することが可能となるのであれば、名称を変更した方がよいのではないか。
- ・合併を想定した場合は、新しい名称でイメージアップを図る必要があると思う。
- ・3首長の話し合いの段階では、新しい市の名称についての検討はなされたのか。

2 検討に当たっての留意事項

- (1) 名称は自由に決めることが可能であるが、全国にすでに同名の市がある場合は、その名称を用いることはできない。
- (2) 地域の歴史・文化、特徴、イメージや、名称の知名度などを考慮したうえで、住民の一体感を醸成することができるものが望ましい。

3 新市の名称に関する考え方

- (1) 編入の場合でも新たに名称を制定できるが、県庁所在都市としての知名度・定着度、中枢管理機能や高次都市機能、交通・商業等の拠点機能、これまでの社会経済的な交流など広域的な観点から、編入する方の名称とした方が生活圏域としての一体的な地域づくりに効果的であると考える。
- (2) 3市町村が持つ多様な地域資源や人材等を活かし、かつ、都市圏「盛岡」としてのイメージを活用しながら地域づくりに取り組むことが、地域の活性化につながる効果が高いと考える。

協議項目 NO	4	協議項目 新市事務所の位置
協議の方向	1 新市の事務所の位置は、盛岡市役所（盛岡市内丸12番2号）とする。 2 矢巾町及び玉山村の現庁舎については、地域住民へのサービスや利便性の低下をまねかぬよう総合支所とする。	NO 1

1 第5回及び第6回の協議会で出された意見等

- ・電子自治体が全国的に進んでおり、住民にとって利便性の高い総合支所方式がよいと思うが。
- ・組織や機構について部門毎に協議しているのか。例えば、総務や企画などの部門は本庁に、道路や河川などの部門は住民に身近なところにあるのが望ましいと思うが。
- ・道路の管理や除雪等の問題を考慮し、住民の利便性を十分考えて配置してほしい。
- ・北東北の拠点都市としての新市の機能が発揮できるように新たな庁舎など新しい方式を考えるべきでは。
- ・今の市役所の場所が適當かどうか、あるいは新庁舎の構想はあるのか。

2 新市事務所の位置に関する考え方

- (1) 事務所の位置の検討に当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮する必要がある。
- (2) 行政区域の拡大による住民サービスの低下や住民生活に急激な変化をきたすことのないように現有庁舎を有効活用して本庁機能、支所機能等について検討する必要がある。また、地域のコミュニティ拠点としての役割も考慮する必要がある。

（参考）事務所の設置方式

- (1) 本庁方式
各市町村の現在の庁舎の組織・機構をすべて1か所に集約する。残りの庁舎については、窓口的な機能を持つ支所又は出張所とする。
- (2) 分庁方式
各市町村の庁舎を「分庁」とし、行政機能を部門ごとに各庁舎に振り分ける。
- (3) 総合支所方式
管理部門（総務・企画・財政等）及び事務局部門（議会・教育委員会・選挙管理委員会等）を集約するが、残りの部門はそのまま各庁舎に残す。

協議項目 NO	6	協議項目 議員の定数及び任期の取扱い
協議の方向	在任特例の方向を基本としながら、報酬、最初の一般選挙の議員定数、選挙区設置の有無などの取扱いを含めて引き続き検討し、次の法定協議会で決定する。	
		NO 1
1 第8回協議会で出された意見等		
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容では先送りの感じがする。法定協議会では、具体的に踏み込んで議員報酬等も含めて協議すべきと思うが。 ・新市として取り組んでいくのであれば、一般選挙により46人を選ぶやり方がよいのでは。在任特例を適用すると削減効果が少なくなると考える。 		
2 検討に当たっての留意事項		
<p>激変緩和のために、編入方式による特例的措置を設けることを選択肢に入れ、合併に対する障害を少なくするとともに、住民感情にも配慮しながら方向づけをする必要がある。</p>		
3 議会議員の定数及び任期の取扱い（編入合併）に関する考え方		
<p>(1) 合併調整に関係した議員が合併後も一定期間、引き続き合併市町村の議会の議員に在任し、その意見を合併建設計画の事業等の実施に反映させることにより、新市まちづくりの効果がより一層発揮されることが期待される。</p>		
<p>(2) 急激に地域の議員数が減少することにより、住民の意見が施策に反映されなくなるのではないかとの懸念がある。</p>		
<p>(3) 現在の議員は住民から選挙で信任を得た方々であることから、一定期間、議員の身分の保障をすることにより、合併後の円滑な市政推進を図るような取扱いが必要である。</p>		
<p>(4) 在任特例を適用した場合、従来の年間報酬総額より増加することが考えられるが、長期的には削減効果が生じる。</p>		

協議項目 NO	7	協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
協議の方向	矢巾町農業委員会及び玉山村農業委員会を盛岡市農業委員会に統合する。ただし、合併前の矢巾町及び玉山村の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項2号の規定を適用し、平成20年7月19日まで在任するものとする。 なお、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において協議し定める。		

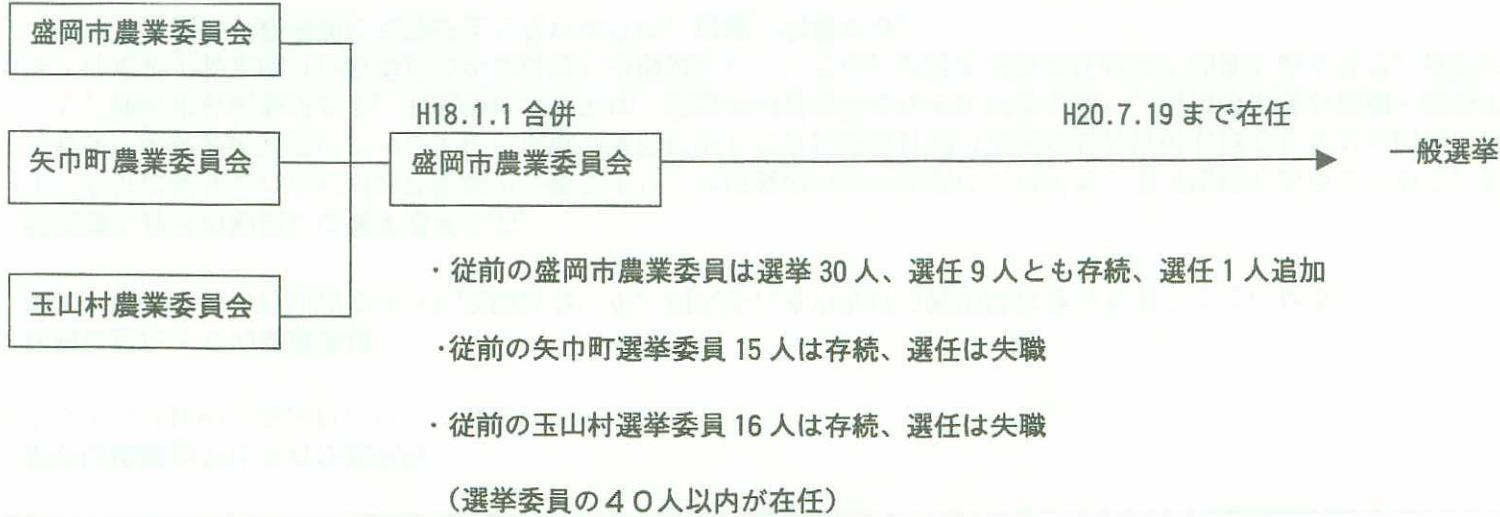
NO 1

1 第4回及び第7回の協議会で出された意見等

- ・農業に関する諸問題が出てきており、合併後も3市町村に農業委員会を残す考え方方が良いのでは。
- ・選任による委員の考え方。

2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する考え方

- ・都市的土地区画整理事業と調和のとれた農地利用など、合併後の農業施策について、一体的かつ計画的な推進を図るために、1個の農業委員会によることが望ましい。
- ・合併の伴い農業委員の担当区域が広域化すると考えられるので、選挙区の設置による地域の実情に即した農業の推進が必要となる。



協議項目 NO	10	協議項目	特別職の身分の取扱い
協議の方向	矢巾町及び玉山村の特別職の身分の取扱いについては、3市町村の長が別に協議して定めるものとする。		

NO 1

1 第6回協議会で出された意見等

- ・もう少し具体的な方向付けをしてほしい。

2 検討に当たっての留意事項

- ・編入する市町村の特別職の身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失うことになる。

3 特別職の身分の取扱いに関する考え方

(1) 合併に関与した市町村の特別職の失職により、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、地域の実情に即した合併建設設計画の実施など合併後も協力しながら円滑な推進を図ることなどを考慮し、検討する必要がある。人選等については、議会の同意を得るなどの関係もあり、新市の市長が協議・調整する。

(2) 非常勤の特別職（行政委員会の委員等）の取扱いについては、法定の定数や任命等の関係があるので、合併の方向付けが決まった段階で、合併後の事務事業に支障が生じないように、協議・調整する。

（参考）都南村との合併の事例

<常勤の特別職>

- ・都南村長 盛岡市助役
- ・助役 参与兼都南総合支所長（非常勤）
- ・収入役 監査委員（非常勤）
- ・教育長 教育委員会参与（非常勤）

<非常勤の特別職>

- ・教育委員会委員 合併時解任
- ・選挙管理委員会 合併時の4名を参与に委嘱
- ・公平委員会 都南村は県に委託
- ・監査委員 譲見監査委員として村収入役が就任
- ・固定資産評価審査委員会 委員定数を6とし、都南村委員の任期まで部会設置

協議項目 NO	10	協議項目	特別職の身分の取扱い
協議の方向			

NO2

・常勤の特別職

区分	盛岡市	矢巾町	玉山村	備 考
	任期	任期	任期	
市長・町長・村長	15. 9. 2~19. 9. 1	15. 4. 30~19. 4. 29	12. 11. 1~16. 10. 31	
助役	15. 9. 16~19. 9. 15	15. 5. 7~19. 5. 6	12. 12. 24~16. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 162 条 ～市長が議会の同意を得て選任 ・同 161 条 3 項 ～助役の定数は条例で増加することができる。
収入役	15. 9. 16~19. 9. 15	15. 5. 7~19. 5. 6	13. 4. 1~17. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 168 条第 7 項 ～市長が議会の同意を得て選任
教育長	12. 10. 1~16. 9. 30	12. 10. 1~16. 9. 30	12. 10. 1~16. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織の及び運営に関する法律 ～教育委員の内から教育委員会が任命
水道事業管理者	16. 4. 1~20. 3. 31			<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法第 7 条の 2 ～市長が任命
常勤監査委員	16. 4. 2~20. 4. 1			<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第 196 条第 1 項 ～市長が議会の同意を得て選任

協議項目 NO	10	協議項目	特別職の身分の取扱い
協議の方向			N03

・行政委員及び行政委員会の委員

区分	盛岡市		矢巾町	玉山村	備 考
	人数		人数	人数	
教育委員会	委員長	1	1	1	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条～教育委員会は5人の委員をもって組織する。(委員は議会の同意を得て任命)
	委 員	4(教育長を含む)	4 (教育長を含む)	4 (教育長を含む)	
選挙管理委員会	委員長	1	1	1	・地方自治法第181条第2項～選挙管理委員会は4人の委員をもって組織する。(委員は議会において選挙)
	委 員	3	3	3	
監査委員	識見を有する者	3 (常勤を含む)	1	1	・地方自治法第195条第2項～監査委員の定数は人口25万人以上の市にあっては4人とする。(議会の同意を得て市長が選任)
	議員から選出された者	1	1	1	
公平委員会	委員長	1			・地方公務員法第9条～公平委員会は3人の委員をもって組織する。(議会の同意を得て市長が選任)
	委 員	1			
固定資産評価審査委員会	委員長	1	1	1	・地方税法第423条第2項～委員の定数は3人以上とし、市町村の条例で定める。(市長が議会の同意を得て選任)
	委 員	2	2	2	

協議項目 NO	23	協議項目	地域自治制度の取扱い
協議の方向	地域住民の声を反映した協働の地域づくりを推進するため、矢巾町及び玉山村の区域に旧町村単位に「合併に係る地域自治区」を設ける。当該地域自治区は概ね10年とし、区長を置くとともに、地域協議会を設置する。		
	NO 1		

1 第4回協議会で出された意見等

- ・合併特例区の制度で、設置期間は5年以内となっているが短い気がする。合併特例区協議会の委員定数には制約があるのか。

2 地域自治制度の取扱いに関する考え方

- (1) 合併に伴う行政区域の広がりにより、住民の声が届きにくくなるという懸念があることから、住民の意向を反映させながら地域の行政を推進する仕組みが必要である。
- (2) 地域の特性や実情に応じた施策を推進するとともに、住民の一体感を醸成し住民自治の拡充を図る必要がある。
- (3) 住民自治の強化等を推進する観点から、平成16年5月の地方自治法の一部改正により地域自治区制度が創設されている。合併の場合には、区長を置くことができるという特例（改正合併特例法）が設けられている。
- (4) 新市が一体となって地域づくりに取り組むための合併建設計画は10年間を期間としている。

盛岡市・矢巾町・玉山村

新市将来構想（抜粋）

都市・田園・自然のハーモニー
～活力あふれる新県都～

- 1 新市の目指すべき将来像
- 2 分野別施策の概要
- 3 財政計画

平成16年8月

盛岡地域任意合併協議会

第4章 新市の目指すべき将来像

1 新市の基本理念

新市の基本理念とは、盛岡市、矢巾町、玉山村の合併によって誕生する新市のまちづくりに対して、基本となる考え方です。3市町村は、「人が集い活力に満ちた北東北の交流拠点都市」、「都市と農村・自然が互いに調和し共生するまち」、「詩情景観を活かした魅力あるむらづくり」などを将来都市像に掲げ、相互に機能を分担し合い、そして住民と協働しながらまちづくりを進めてきました。

新しい時代を迎え、人々の価値観が変化し、真にゆとりと豊かさが実感できる生活が求められている中、安心して生きがいのもてる質の高い地域の創造に向け、新市のまちづくりの基本理念を次のように定めます。

<新市のまちづくりの基本理念>

【交流】

人や知恵、技術、資源などのネットワーク化による地域に根ざした産業群の創造など、新たな交流による活力と求心力のあるまち

【安心】

全ての人が安心して暮らすことができる地域社会を目指し、健康で生きがいの持てる人にやさしいまち

【共生】

豊かな自然環境や暮らし、伝統文化を後世に引き継ぐために、人と人、人と自然、人と地域が共生する潤いのあるまち

【自律】

まちづくりの活力となる住民や企業、団体など多様な主体と行政の連携を積極的に推進し、地域に蓄積されている資源や人材を生かした産業づくりを通して、経済的に自律したまち

2 新市の将来像

新市におけるまちづくりの目標 章より抜粋

合併を契機とした本地域の新しい未来を創造し、都市地域と農山村地域が持つそれぞれの特性を最大限活かすまちづくりと新市の均衡ある発展の実現のため、基本理念に基づき、将来像を定めます。

(1) 人・もの・情報が交わる活力を創造するまちづくり

東北縦貫自動車道や東北新幹線などの高速幹線交通網の結節点としての優位性を活かし、物流機能を活かした産業の振興や高度な都市機能の集積を進めるとともに、暮らしを豊かにする生活産業の創出や産・学・官連携による地域産業の振興と雇用の場の創出など、人・もの・情報の交流を積極的に推進し、多くの人を引きつける地域として、県内はもとより北東北をリードする拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

(2) 住む人の信頼と共感が支える安心して暮らせるまちづくり

人と人の信頼や思いやり、地域への誇りなどを共通の思いとする、様々な人的ネットワークに支えられ、自発的かつ自律的な地域づくりが展開される地域社会を構築し、地域の人々が互いに支え合う、誰もが住みたくなる故郷の創造と地域の将来を担う子供たちに安心して引き継ぐことができる社会の実現を目指し、全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくり

広大な田園風景に代表される景観と豊かな自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めるとともに、自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくりを進めます。環境にやさしい新エネルギーの導入や循環型農業の構築などを実施するとともに、恵まれた歴史や文化などの地域資源を活かした観光拠点づくりを進めます。

(4) 経済的な自律を目指すまちづくり

グローバル化や資本の論理に影響されにくく、地域の資源や人材などを活かした産業などに支えられた経済圏を形成するため、農林業の持続的な発展、住む人が自らチャンレンジして仕事を生み出していける環境づくり、地域に根ざした産業群の育成などによる経済的な自律を通して、選ばれるまちとしての発展を目指します。

人口実勢(6)

人口実勢は、昭和60年6月30日現在、人口2,351人で、前年同月比で▲1人減と、減少傾向が続いている。

<新市将来像>

都市・田園・自然のハーモニー

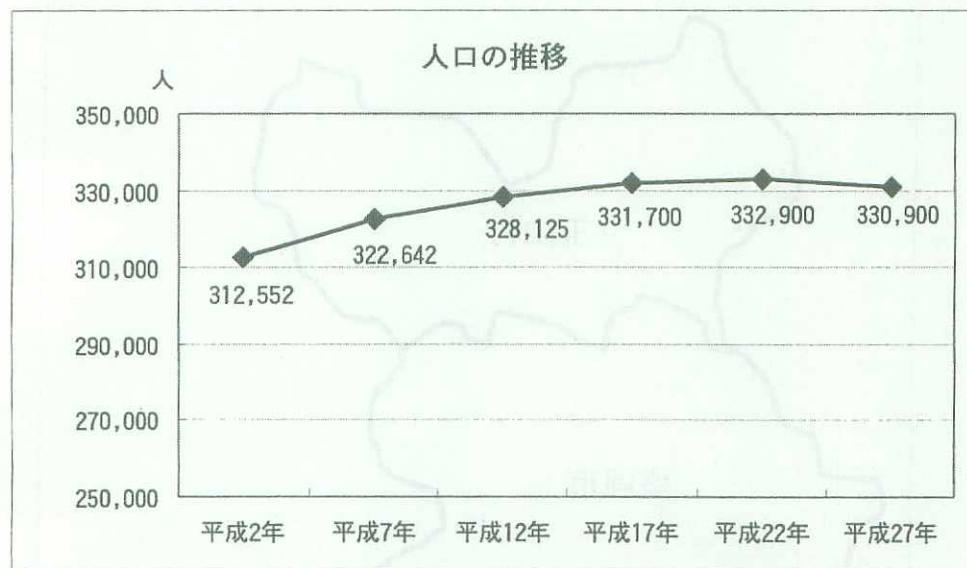
～ 活力あふれる新県都



3 将来人口

新市の将来人口は、平成 22 年の 332,900 人をピークとして減少に転じるものと予想され、平成 27 年の人口は 330,900 人と推計されます。

年齢 3 区分の人口では、14 歳以下の年少人口及び 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少していきますが、老人人口は大きく増加し、平成 12 年の国勢調査で 16.0% だった老人人口の比率は、平成 27 年には 23.0% まで増加するものと見込まれます。



※平成 17 年以降の人口は、コーポレート要因法により 3 市町村別に推計のうえ合計した。

■年齢 3 区分別人口

(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	312,552	322,642	328,125	331,700	332,900	330,900
0歳～14歳	60,854	56,200	50,606	47,786	45,197	42,203
	19.5	17.4	15.4	14.4	13.6	12.8
15歳～64歳	218,221	223,922	225,094	224,875	221,490	212,566
	69.8	69.4	68.6	67.8	66.5	64.2
65歳以上	33,332	42,492	52,367	59,039	66,213	76,131
	10.7	13.2	16.0	17.8	19.9	23.0

※平成 2 年～12 年の総人口には年齢不詳を含むため、年齢 3 区分人口の合計と一致しない場合がある。

4 土地利用の構想

姫神山に代表される北上高地や北上川流域を中心に広がる田園地帯、中心市街地の賑わいなど、多様な地形や豊かな自然と都市機能が調和する新市の特性を踏まえ、共通した地域の性格ごとに「都市ゾーン」、「田園居住ゾーン」、「自然涵養ゾーン」の3つのゾーンを設定し、新市の均衡ある発展のために相互の連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。

(1) 都市ゾーン

このゾーンは、盛岡市を中心に玉山村から矢巾町に展開しており、相互の連携による一体的なまちづくりを推進し、生活の利便性の向上と都市活動の活性化を図るとともに、都市機能の集積・充実などの広域的視点に立った土地利用の推進を図ります。

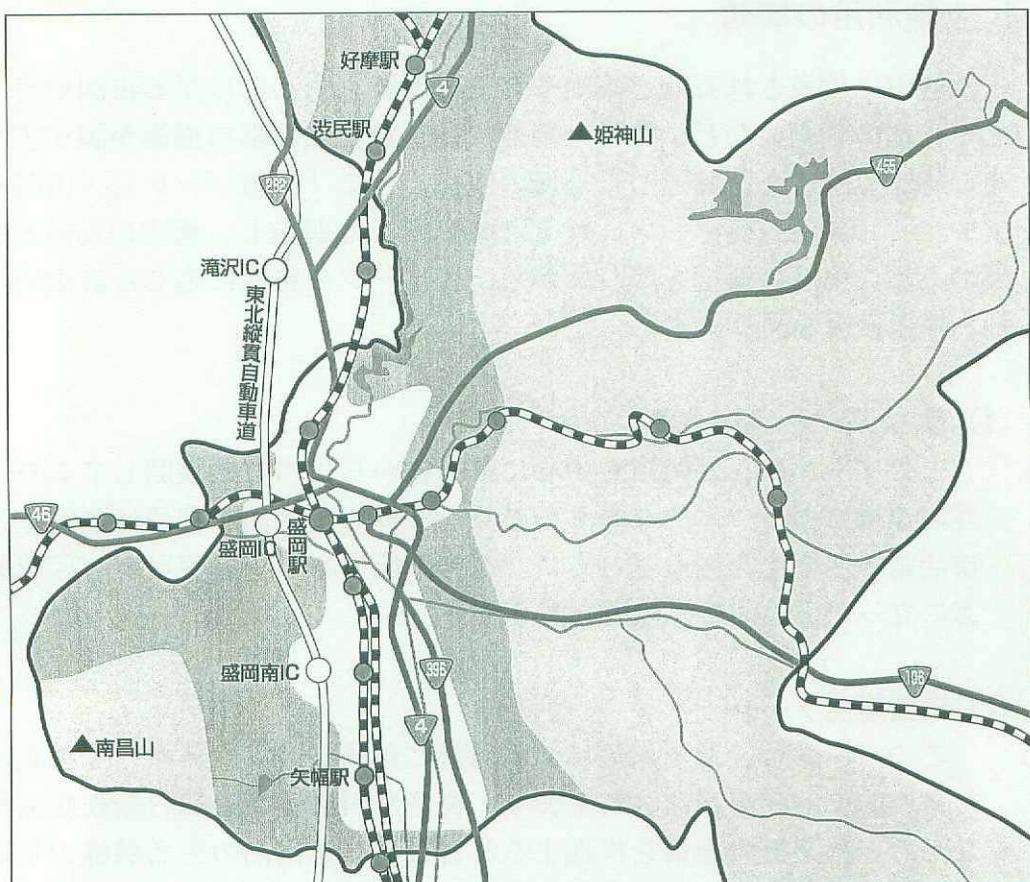
(2) 田園居住ゾーン

このゾーンは、北上川流域の低地帯に集落が点在する水田を中心とした農業的土地利用がなされており、良好な田園環境と農村景観を保全しながら、農業振興施策を推進するとともに、集落内の生活環境の整備を図りながら、優良農地の保全と適正な土地利用の誘導を図ります。

(3) 自然涵養ゾーン

このゾーンは、東側は中山間地域と北上高地、西側は里山地域と南昌山などの山々で構成される自然豊かな地域で、果樹園、採草放牧地などの農用地や人工林と天然林が混在する森林地帯からなっています。水源涵養機能や優れた景観を有する貴重な自然環境として、自然とふれあい、心と体の健康を増進させる場として整備するなど、森林の保全と計画的な開発のバランスを保ちながら、適正な土地利用を図ります。

土地利用構想図



都市ゾーン

このゾーンは、盛岡市を中心に矢巾町、玉山村に展開しており、一体的なまちづくりの推進や、都市機能の集積・充実などの広域的視点に立った土地利用の推進を図ります。

田園居住ゾーン

このゾーンは、水田を中心とした農業的土地区画整理事業がなされており、田園環境を保全しながら、生活環境の整備や優良農地保全など適正な土地利用を図ります。

自然涵養ゾーン

このゾーンは、自然環境に恵まれており、心と体の健康を増進させる場として森林の保全と計画的な開発のバランスを保ちながら、適正な土地利用を図ります。

5 地域別整備の方向

新市のまちづくりは、3市町村がそれぞれの地域特性を活かしながら、自然、環境、保健医療、産業などの各分野にわたる多様な機能を分担して、総合的かつ一体的に取り組む必要があります。

また、3市町村がこれまでに進めてきた地域づくりの取り組みを活かして次のような地域別整備の方向を定めます。

(1) 盛岡市

産業・業務機能が集積する新市の中心地区を形成するとともに、北東北の玄関口として広域的交流拠点機能の集積を図ります。

中心市街地においては、「歩いて楽しめるまち空間」を創出し、中心市街地の活性化や、「まちなか観光」の促進を図ります。

また、消費者志向の都市型農業を展開するとともに、東部中山間地における定住化と都市との交流を促進します。

(2) 矢巾町

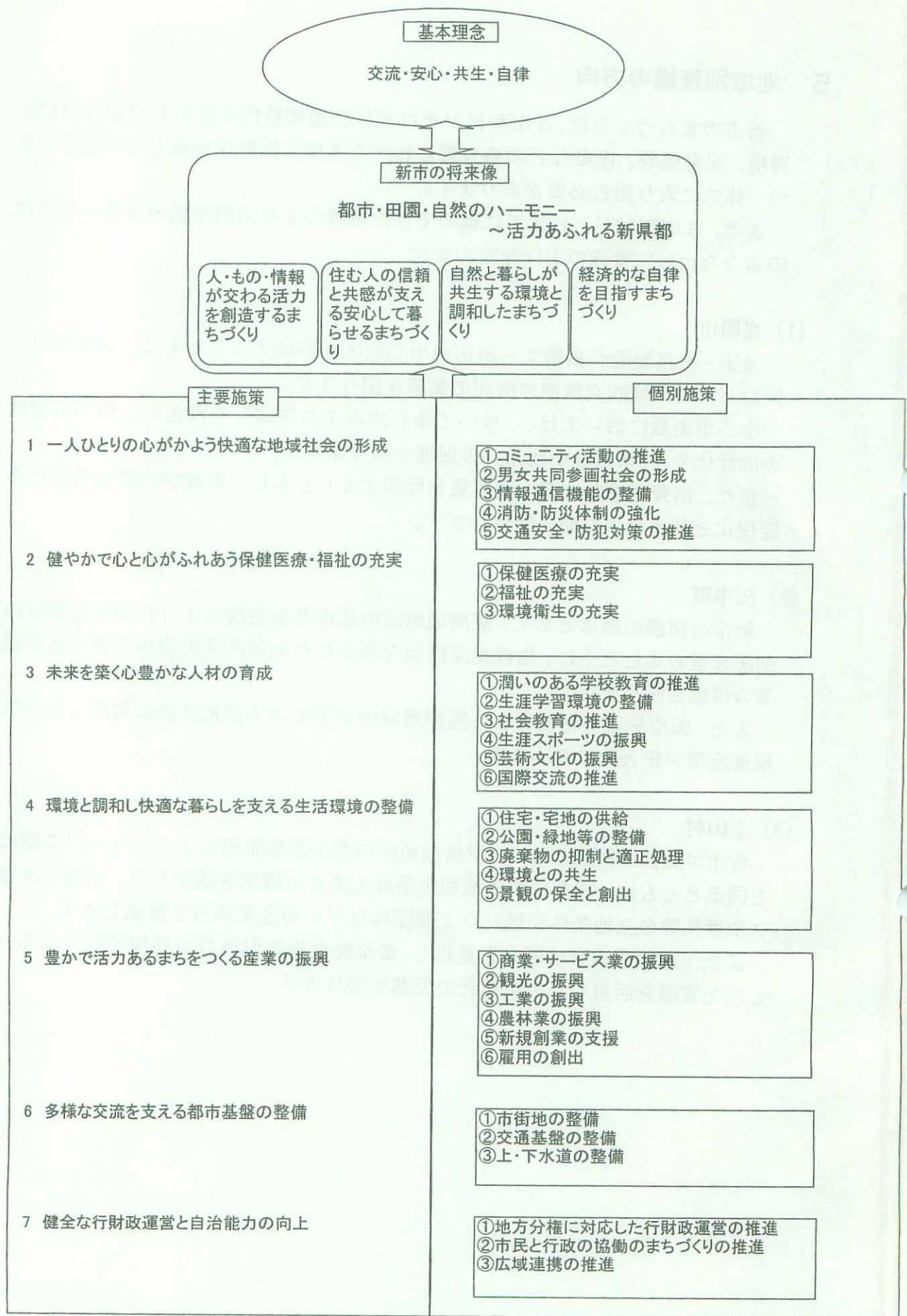
新市の南部の拠点として、駅周辺地区の都市基盤整備により快適な住環境の整備を進めるとともに、物流拠点機能を活かした地域産業の振興や都市近郊農業の推進を図ります。

また、医療施設の移転による医療環境の充実や少子高齢社会に対応した保健福祉施策を総合的に進めます。

(3) 玉山村

新市の北部の拠点として、駅周辺地区の都市基盤整備により定住人口の増加を図るとともに、高度技術集積型産業導入拠点の機能を活かして、交通アクセスや価格等の立地条件が優れた工業団地などへの企業誘致を推進します。

また、循環型農業の確立を目指し、畜産廃棄物処理施設の整備や魅力あふれる観光資源を活用した広域観光の促進を図ります。



第5章 分野別施策の概要

1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

これまで取り組んできたコミュニティ活動の更なる充実を図り、新市の郷土にふさわしい地域間交流の活発化を図ります。

男女が個人として等しく尊重され、その個性と能力、経験を生かせる男女共同参画社会の形成に努めます。

今日のIT技術の急速な発展に伴い、高度情報化に対応したサービスや施設の整備を図ります。

市民の安全や安心感を確保するため、より高度な災害対策や安全対策などを進めます。

(1) コミュニティ活動の推進

既存のコミュニティ組織において、都市化の進展に伴い連帯意識の不足や社会の構成員としての認識の希薄さによる参加意識の欠如が見られることから、組織相互の連携とともに実践を通じた人と人がつながりあう交流の推進を図ります。

(2) 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりが男女の役割分担の認識を改め、男女が様々な活動の場において共に参画し、生き生きと充実した人生を送ることができる地域の実現を図ります。

(3) 情報通信機能の整備

新市の広域化に充分対応できる市民サービス向上のための情報システムや光ファイバーなど情報通信基盤の整備を促進するとともに、公共施設のネットワーク化や申請・届出のオンライン化、ホームページを利用しての行政情報提供など行政の情報化を推進します。

(4) 消防・防災体制の強化

市民の安全を守るために、情報通信機能を活用した迅速な災害への対応や消防力と救急救助の充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の活動を促進し、防火・防災体制の整備を図ります。また、市民に対する防火防災意識の啓発を図るとともに、事業所等に防火指導を徹底します。

(5) 交通安全・防犯対策の推進

安全な道路環境の整備や幼児・高齢者・障害者等に対する交通安全対策の充実、交通安全思想の普及等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により地域ぐるみの防犯体制を確立します。

【主要事業】

一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

個別施策	事業名	事業主体	区域
コミュニティ活動の推進	コミュニティ・自治会活動推進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	コミュニティ施設整備事業	新市	矢巾
	町内循環バス運行事業	新市	矢巾
情報通信機能の整備	電子市役所構築事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※移動通信用鉄塔施設整備事業	新市	玉山
	※証明書自動交付機設置事業	新市	矢巾、玉山
消防・防災体制の強化	※消防団員訓練服更新事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※消防施設整備事業	新市	矢巾、玉山
	準用河川整備事業	新市	玉山
	※水防センター建設事業	新市	盛岡
	築川ダム建設事業	県	盛岡、矢巾
	統合河川整備事業	県	盛岡
	基幹河川改修事業	県	盛岡、矢巾
	県単河川改良事業	県	玉山
	県単急傾斜地崩壊対策事業	県	盛岡
	急傾斜地崩壊対策事業	県	盛岡
交通安全・防犯対策の推進	ひとにやさしいみちづくり事業	新市	盛岡
	小型除雪機導入促進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	ゆきみち環境整備事業	県	玉山

※は新規事業

2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

次代を担う子どもから高齢者まで、すべての人々が相互に助け合い、住みなれた地域で安心して暮らし、そして幸せを感じできるよう、保健医療・福祉の一体的な連携により、元気で活力に満ちあふれた、都市づくりを推進します。

また、子どもを健やかに産み育てることができるよう、家庭・地域・行政が一体となって、子育てに安心と夢を持ち続けることができる環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援や生きがい対策など総合的かつ有機的な福祉施策を推進します。

(1) 保健医療の充実

「自分の健康は自ら守り育てる」という自己管理意識の高揚を図るとともに、健康づくりを推進するため、健康教育・各種検診等の充実や保健施設の改修・整備を計画的に推進します。

また、県民医療の中核地域として、良質で最新の医療サービスを効率よく提供することにより、高度化・多様化する医療需要に適切に対応していきます。

(2) 福祉の充実

高齢者や障害者などへの福祉サービスの提供や福祉ボランティアの育成・支援の実施、ユニバーサルデザインのまちの実現など、市民一人ひとりの心がかよいかい、誰もが楽しく暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるとともに、子育てを支援する保育施設の整備や保育サービスなどの充実に努め、子どもの健全な成長を支えます。

(3) 環境衛生の充実

清潔で快適なまちづくりを目指し、地域における美化活動を推進します。また、火葬炉などの老朽化に伴い、関係市町村との連携等を図り、新たな施設の整備を促進します。

【主要事業】

健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

個別施策	事業名	事業主体	区域
保健医療の充実	夜間急患診療所管理運営事業	新市	盛岡
	在宅当番医制運営事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	へき地患者輸送車等整備事業	新市	玉山
福祉の充実	ふれあいのまちづくり事業	新市	盛岡
	福祉タクシー助成事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	老人等短期入所事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	生きがい活動支援通所事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	地域子育て支援センター事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	在宅介護支援センター事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	児童館母親クラブ活動費補助事業	新市	盛岡、玉山
	社会福祉協議会運営費補助事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	盛岡駅周辺地区バリアフリー整備事業	新市	盛岡
環境衛生の充実	※火葬場・斎場整備事業	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

3 未来を築く心豊かな人材の育成

学校、家庭そして地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進める中で、一人ひとりの個性尊重を基本とし、健全な社会性と豊かな人間性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。

地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てるとともに、市民のだれもが生涯を通じ、学びながら成長できるよう生涯学習の環境整備を進めます。

地域固有の資源の再発見、偉人文化を大切にし、地域の文化を継承し、郷土を愛する人づくりを目指します。

国際社会の進展に対応するため、国際理解の推進や関係団体の支援などを通じて国際交流の推進を図り、世界に開かれた広い視野をもつ市民意識の醸成と人材の育成に努めます。

(1) 潤いのある学校教育の推進

学校施設・給食施設の整備充実や国際理解教育、環境学習、体験学習、そして情報化教育の充実など、時代の要請に対応した子どもたちの個性や生きる力を育む教育を推進します。

また、家庭、地域との協働による教育や開かれた学校運営に努め、地域に根ざした教育を進めます。

(2) 生涯学習環境の整備

誰もが生涯を通じて学ぶことができるようにするため、社会教育施設、学校や民間・高等教育機関も含めた生涯学習のネットワーク化を図るとともに、学習情報の提供や相談体制を整備するなど、生涯学習推進体制の充実に努めます。

(3) 社会教育の推進

地域の学習活動の拠点となる社会教育施設の整備充実を図るとともに、現代における社会的な課題に対応するため、学習機会を提供します。

また、学校、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら、家庭教育の支援や青少年の社会参加活動の充実など青少年の健全育成に努めます。

(4) 生涯スポーツの振興

市民が生涯にわたって体力や年齢、目的に応じて気軽にスポーツに親しむため、学校体育施設を含めたスポーツ・レクリエーション施設の充実に努め、指導者の育成や多彩なプログラムの提供など、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

また、人材育成や市民活動グループに対する支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブの設立・運営を推進します。

(4) 芸術文化の振興

生活に根ざした芸術文化活動を奨励するとともに、無形文化財や郷土芸能の伝承活動を推進し後継者の育成に努めます。また、郷土にゆかりのある偉人の業績について顕彰するとともに、史跡の発掘や保存に努めます。

(5) 国際交流の推進

国際化社会に対応できる豊かな人材を育成するため、外国人講師の招へいを継続するとともに、外国人や外国文化とふれあう環境づくりに努め、豊かな国際感覚を身につけた人材の育成を図ります。

【主要事業】

未来を築く心豊かな人材の育成

個別施策	事業名	事業主体	区域
潤いのある学校教育の推進	※小学校施設整備事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※中学校施設整備事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※学校給食センター施設更新事業	新市	玉山
	※スクールバス更新事業	新市	玉山
	遠距離バス利用補助事業	新市	矢巾
	地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業	新市	盛岡
生涯学習環境の整備	生涯学習情報提供・学習相談事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
社会教育の推進	家庭教育推進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	青少年健全育成事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	自治公民館整備事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※地区公民館整備事業	新市	玉山
生涯スポーツの振興	※地区体育施設等整備事業	新市	玉山
	※運動公園整備事業	新市	玉山
	啄木の里マラソン大会	新市	玉山
	町ロードレース大会	新市	矢巾
芸術文化の振興	史跡整備事業	新市	盛岡、矢巾
	啄木祭	新市	玉山
	啄木の里村づくり全村集会	新市	玉山
	外山節全国大会	新市	玉山
国際交流の推進	国際交流事業(カナダ、アメリカ、イギリス、中国)	新市	盛岡、矢巾、玉山

※は新規事業

4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

市民が快適で安全な生活を送ることができるよう、生活環境の整備を行います。また、自然環境との共生を図りながら、暮らしやすい居住環境を整備します。

(1) 住宅・宅地の供給

民間や公的機関による宅地や住宅の供給を促進するとともに、良好な居住環境が確保されるよう適切な助言指導を行います。

また、老朽化した公営住宅の建替やリフォームを進めます。

(2) 公園・緑地等の整備

公園・緑地の整備や街路樹の植栽、商店街等におけるハンギングバスケットによる花に溢れたまちづくりなど、花と緑が都市空間に活かされたガーデン都市づくりを進めます。

(3) 廃棄物の抑制と適正処理

市民や事業者と一体になって、ごみ減量の推進やリサイクルの促進など廃棄物の抑制に努めるとともに、廃棄物や生活廃水の適正処理を行います。

(4) 環境との共生

森林や水辺などの自然環境の保全や野生動植物の保護等を進めるとともに、自然保護意識の啓発、クリーンエネルギーの導入促進等により、自然環境との共生をめざしたまちづくりを進めます。

(5) 景観の保全と創出

周辺の山並みや河川などの自然環境との調和や、ゆとりある道路空間の形成、諸制度を活用した建築デザインの誘導等により、良好な景観の保全と望ましい景観の創出を図ります。

【主要事業】

環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
住宅・宅地の供給	盛岡南地区都市開発整備事業(再掲)	新市	盛岡
	※渋民団地建替事業	新市	玉山
	※夏間木第1団地建替事業	新市	玉山
公園・緑地等の整備	花と緑のガーデン都市づくり事業	新市	盛岡
	花いっぱい運動	新市	矢巾、玉山
	広域公園整備事業（御所湖広域公園）	県	盛岡
廃棄物の抑制と適正処理	※旧ごみ焼却施設解体事業	新市	盛岡、玉山
	※清掃事業所整備事業	新市	玉山
	※一般廃棄物最終処分場整備事業	新市	盛岡、玉山
環境との共生	新エネルギー導入促進事業	新市	盛岡、矢巾
	地球温暖化防止推進実行計画推進事業	新市	矢巾、玉山
	一般廃棄物処理基本計画推進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	環境基本計画推進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
景観の保全と創出	都市景観形成建築指導事業	新市	盛岡、矢巾、玉山

※は新規事業

5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

豊かで活力あるまちをつくるため、安定した市民生活の基盤となる産業の振興を図ります。

高速交通の結節点である交通上の優位性などの地域特性や、地域に蓄積されている資源・人材などを活かしながら、各分野の産業の発展に努め、支え合う産業構造の構築を図ります。

また、地場産業の振興を図るとともに中小事業者の経営基盤の強化に努めるほか、新規創業の支援や企業誘致を推進し、雇用の確保を図ります。

(1) 商業・サービス業の振興

中心市街地の活性化と各地域の生活を支える商店街の振興を図り、賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、恵まれた交通利便性を活かして、岩手流通センターなど大きな集積がある流通・卸売機能の一層の振興を図るとともに、多種多様なニーズに対応するサービス業など都市型産業の育成を図ります。

(2) 観光の振興

高速交通の結節点としての特性を活かしながら、広域的観光の推進に努めるとともに、それぞれの地域の資源を活用した観光地づくりを進めます。

また、物産や歴史文化、自然資源などを掘り起こし、地域ブランドの確立を図ります。

(3) 工業の振興

県工業技術センターや大学など関係機関と連携し、新分野の開拓や新商品開発を図るとともに、経営規模が小さい地元企業に対し、融資・保証制度を充実し経営基盤の強化を図ります。

また、盛岡工業団地等への企業誘致を進めるほか、情報産業やデザイン業などの高付加価値型産業の誘致を図ります。

(4) 農林業の振興

生産基盤の整備や後継者・担い手の育成・確保、経営規模の拡大などにより、競争力のある農業のための環境整備を行います。

また、果樹、しいたけ、肉牛など特色のある産地形成、地産地消の普及や産直施設の拡充など消費者の志向に積極的に対応した都市型農業の推進や環境にやさしい循環型農業の展開など農業生産の振興を図るとともに、食品加工、農産物の直売などを組み合わせたアグリビジネス（農業関連産業）の支援により雇用の創出を図ります。

併せて、森林の適正管理、中山間地域における定住環境の整備を行うとともに、グリーンツーリズムの実施など農山村と都市との交流を図ります。

(5) 新規創業の支援

産業支援センターによる高付加価値型産業の起業支援など、研究開発から事業化までの一貫した支援体制を構築し、ベンチャー企業や中小企業の新事業の創出や新規創業に資する環境の整備を図ります。

(6) 雇用の創出

地元企業の振興や新規創業の支援、企業誘致等により、広く市民の就業ニーズに対応した雇用の確保に努めるとともに、技術革新など雇用環境の変化に対応するため職業訓練等の能力開発を促進します。

【主要事業】

豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

個別施策	事業名	事業主体	区域
商業・サービス業の振興	※商店街空き店舗対策支援事業	新市	盛岡
	※中心市街地活性化整備事業	新市	矢巾
観光の振興	※盛岡ブランド普及促進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※水辺の里等整備事業	新市	盛岡、矢巾
	※道の駅設置事業	新市	玉山
	※桜の里整備事業	新市	玉山
工業の振興	※産業クラスター推進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	企業立地整備事業	新市	盛岡
農林業の振興	※地区経営体育成基盤整備事業	新市	矢巾
	国営土地改良事業(国営負担事業)	新市	矢巾
	県営畠地帯総合土地改良事業(県営負担事業)	新市	矢巾
	県営かんがい排水事業(県営負担事業)	新市	矢巾、玉山
	農道開発事業	新市	矢巾
	※団体営基盤整備促進事業	新市	玉山
	※農道整備事業	新市	玉山
	森林適正管理推進事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	公有林造成事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※有機資源活用センター整備事業	新市	玉山
	※有機物資源活用促進事業	新市	玉山
	広域農道整備事業	県	盛岡、玉山
	※農免道整備事業	県	盛岡
新規創業の支援	※産官学連携新産業創出事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※「サイエンスゆいとぴあ」企業立地促進事業	新市	盛岡
雇用の創出	※産業クラスター推進事業(再掲)	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※「サイエンスゆいとぴあ」企業立地促進事業(再掲)	新市	盛岡

6 多様な交流を支える都市基盤の整備

人・もの・情報の交流が活発に行われる北東北の交流拠点の形成をめざして、都市の基盤整備を行います。

都市機能の集積と生活拠点の機能を充実するため、市街地を整備するとともに、道路網整備など円滑な交通基盤の確立を図ります。

(1) 市街地の整備

J R 矢幅駅や I G R いわて銀河鉄道・渋民駅、好摩駅周辺など核となる地区的整備を進めるとともに、新市の中心地区において魅力ある職・住環境を整備するため、既存市街地の再開発や盛岡駅西口、盛岡南地区等の整備を行います。

(2) 交通基盤の整備

国道や県道など広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路や生活道路の整備を行い、円滑な交通を確保する道路網の構築を図ります。

バス交通網の再編や鉄道新駅の設置など公共交通網の整備を促進します。また、市民生活の利便を確保するために、コミュニティバスの運行の充実を図ります。

(3) 上・下水道の整備

上水道については、安定した給水体制の確保に努め、未給水地域の解消を図るとともに、水源涵養林の育成など水源の確保を図ります。

下水道については、北上川上流流域下水道関連の公共下水道や農業集落排水の整備を進めるとともに、公共下水道の早期整備が難しい地区などにおいて合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

【主要事業】 多様な交流を支える都市基盤の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
市街地の整備	※都市計画道路整備事業	新市	盛岡
	盛岡南地区都市開発整備事業（再掲）	新市	盛岡
	盛岡駅西口地区整備事業	新市	盛岡
	都市基盤河川改良事業	新市	盛岡
	※矢幅駅周辺地区土地区画整理事業	新市	矢巾
	※渋民駅北地区土地区画整理事業	新市	玉山
	※優良建築物等整備事業	新市	盛岡
交通基盤の整備	※公共交通確保対策事業	新市	盛岡
	※オムニバスタウン整備促進事業	新市	盛岡
	広域圏道路整備事業	新市	盛岡
	※都市計画道路整備事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	※市町村道整備事業	新市	盛岡、矢巾、玉山
	地区計画道路整備事業	新市	玉山
	※町道交通安全施設整備事業	新市	矢巾
	※創設用地活用道路整備事業	新市	矢巾
	※IGR 好摩駅東口設置事業	新市	玉山
	※IGR 下田駅設置事業	新市	玉山
	地方道路整備臨時交付金事業	県	盛岡
	道路改築事業	県	盛岡
	緊急道路整備事業	県	盛岡
	一般国道電線共同溝整備事業	県	盛岡
	一般国道特定交通安全事業	県	盛岡
	緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	一般県道緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	地方特定道路整備事業	県	盛岡、矢巾
	※一般県道交通安全施設整備事業	県	盛岡
	一般県道県単交通安全事業	県	玉山
上・下水道の整備	水道未普及地域解消事業	新市	玉山
	上水道事業経営（第3次拡張事業）	新市	矢巾
	農業集落排水事業	新市	矢巾
	公共下水道事業	新市	矢巾、玉山
	浄化槽設置整備事業	新市	矢巾、玉山

※は新規事業

7 健全な行財政運営と自治能力の向上

これまで述べてきた施策を推進するためには、基盤となる行財政運営や市民と行政のパートナーシップが大事になってきます。

そのため、行財政運営の効率化や情報化を進め、市民の参画による協働のまちづくりを進めます。

また、市民の多様で高度なニーズに対応し、個性豊かな地域づくりが行われるよう、健全で計画的な財政運営のもとに各種施策を推進します。

(1) 地方分権に対応した行財政運営の推進

行政需要の多様化・高度化や地方分権に的確に対応していくため、行政組織の改善や行政評価システムの導入・活用などにより事務事業の効率化を推進するとともに、職員の資質向上などにより自治能力を高めることに努めます。

また、財政面では、合併後の長期的な財政状況の展望のもと、各分野にわたる経費の節減や自主財源の確保に努め、事業の費用対効果等を勘案しながら、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

(2) 市民と行政の協働のまちづくりの推進

市民と行政の新たなパートナーシップの確立のもと、協働のまちづくりを進めます。そのため、情報公開制度の円滑な運用や外部監査の導入、広報・広聴活動の充実により行政の透明性の確保を図るとともに、様々な機会を通じ行政の仕組みやまちづくりに関わる情報の提供を行います。

また、新市における各種計画の策定や実施・点検・見直し、施設の管理・運営等への住民の参画や民間参入を積極的に推進するとともに、多様な住民団体やボランティア、NPOの育成支援に努め、新たな公共サービスの領域の可能性を探ります。

(3) 広域連携の推進

県都として、また、新市の枠組みを越えた北東北の交流拠点都市という広い視野から、都市機能の充実を図り、圏域はもとより県全体にその効果を波及させるよう牽引的な役割を果たします。

【主要事業】

健全な行財政運営と自治能力の向上

個別施策	事業名
地方分権に対応した行財政運営の推進	行財政構造改革プログラムの実施
	人材育成基本方針の策定
	定員管理適正化計画
	事務事業評価
市民と行政の協働のまちづくりの推進	各種審議団体委員等公募制度

（略）

開催の趣旨（1）

（略）

（略）

開催の趣旨（2）

（略）

第6章 財政計画

1 財政計画の基本条件

(1) 計画の目的

新市将来構想は、新市の一体性の確立と均衡ある発展、住民の福祉の向上等に配慮しながら策定されるものです。そのためには、現時点での想定される一定の条件のもとで将来の財政状況を推計し、その傾向や財政運営の目安となる大枠を見極めておく必要があります。

本財政計画は、3市町村が合併しない場合（単独）と合併する場合についての将来の財政状況を試算し、合併の判断材料のひとつとして住民に提示することを目的とし、作成するものです。

なお、本計画における各データは過去の実績や現行の行財政制度を基本とするとともに、併せて合併に伴う変動要因を考慮して推計した「財政シミュレーション」であり、今後の国の指針や景気の動向など様々な要素により変化するものです。

(2) 計画の期間

新市将来構想は平成18年度から平成27年度までの10年間を基本としていますが、本財政計画は新市将来構想の期間終了後の財政状況についても見通しを示す必要があることから、さらに5年後の平成32年度までの15年間を計画期間とします。

- ・新市将来構想の期間：新市発足時から概ね10年間
- ・地方交付税合併算定替の期間：合併年度及びこれに続く15年度

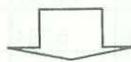
(3) 計画の範囲

本財政計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

新市将来構想「財政シミュレーション」のイメージ図

【単独財政計画の合算】

盛岡市 単独財政計画	矢巾町 単独財政計画	玉山村 単独財政計画
---------------	---------------	---------------



【新市将来構想財政シミュレーション】

新市の基本となる経費 A	合併による 経費削減額 B
--------------	---------------------

合併特例債 C

国や県の財政支
援・新市の税収
入等の増等 D

$C + D$ については、Aの財源とし
て充当可能

《A + C + Dが新市の財政シミュレーションの財政規模》

2 財政シミュレーション

(1) 市町村ごとの推計値の合算

ここでは、3市町村が現状のまま推移した場合の平成18年度から平成32年度までの15年間の収支見込額を推計しています。

推計は、現行の行財政制度が継続するものとし、過去の決算状況の推移や今後の経済情勢の変化の見通しなどを参考としています。また、各項目の増減率は、3市町村でそれぞれ異なることから一定の条件は設定せず、3市町村の特殊事情などを加味し、市町村ごとに作成したものを合算しています。

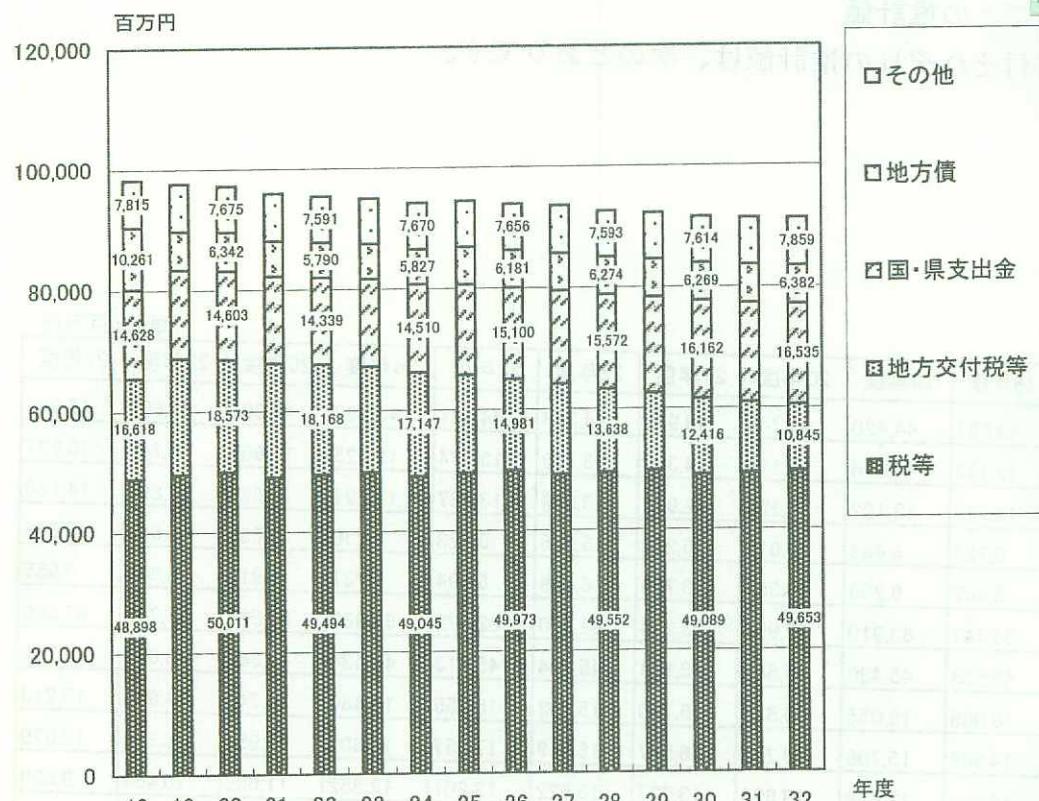
【3市町村・単独の合算】

(単位:百万円)

区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	税等	48,898	49,577	50,011	49,098	49,494	49,786	49,045	49,587	49,973	49,198
	地方交付税等	16,618	19,211	18,573	18,804	18,168	17,467	17,147	16,155	14,981	14,902
	国・県支出金	14,628	14,597	14,603	14,365	14,339	14,427	14,510	14,890	15,100	15,353
	地方債	10,261	6,348	6,342	5,742	5,790	5,784	5,827	6,184	6,181	6,227
	その他	7,815	7,858	7,675	7,930	7,591	7,483	7,670	7,648	7,656	7,861
	計	98,220	97,591	97,204	95,939	95,382	94,947	94,199	94,464	93,891	93,541
歳出	義務的経費	52,181	51,979	51,960	52,321	51,887	51,569	51,347	50,177	49,354	49,418
	人件費	18,928	18,884	18,515	18,573	18,048	17,892	18,194	17,415	17,511	17,829
	扶助費	16,503	17,191	17,757	18,092	18,435	18,783	19,139	19,502	19,872	20,250
	公債費	16,750	15,904	15,688	15,656	15,404	14,894	14,014	13,260	11,971	11,339
	投資的経費	11,408	11,418	11,340	9,920	9,842	9,770	9,860	10,971	10,941	11,041
	その他	34,631	34,194	33,904	33,698	33,653	33,608	32,992	33,316	33,596	33,082
計		98,220	97,591	97,204	95,939	95,382	94,947	94,199	94,464	93,891	93,541

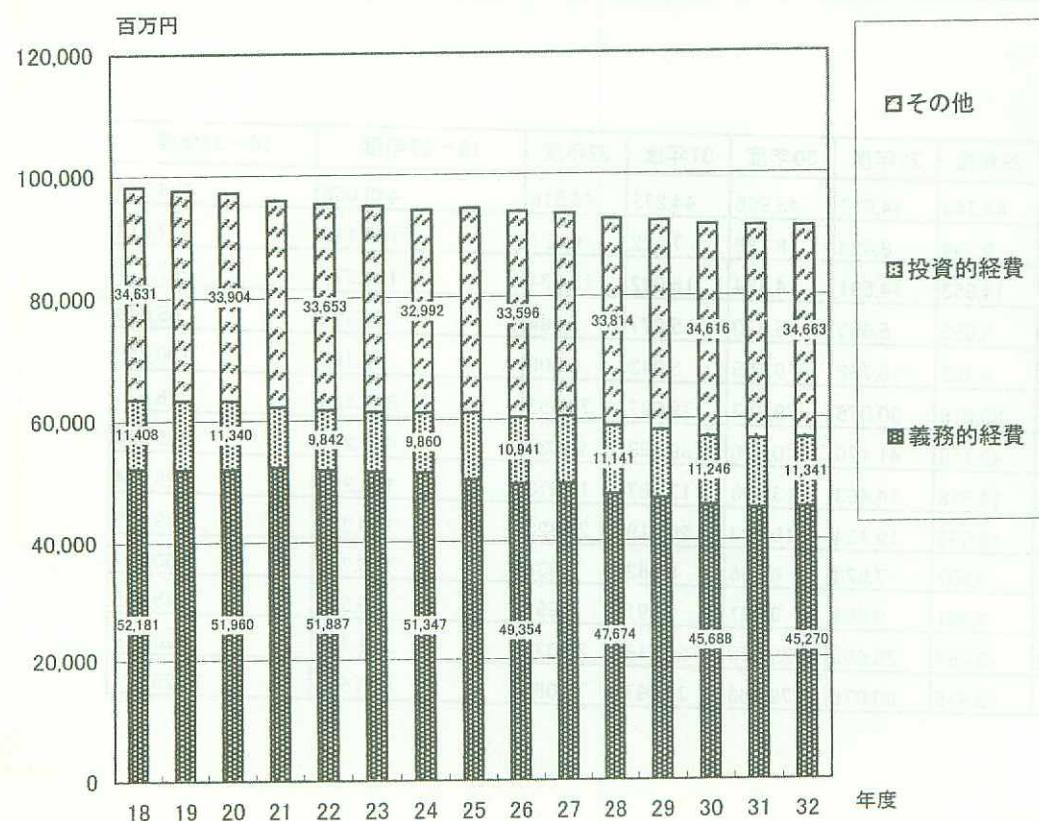
区分		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度
歳入	税等	49,552	49,835	49,089	49,403	49,653	494,667	742,199
	地方交付税等	13,638	12,671	12,416	11,477	10,845	172,026	233,073
	国・県支出金	15,572	15,797	16,162	16,369	16,535	146,812	227,247
	地方債	6,274	6,302	6,289	6,356	6,382	64,686	96,269
	その他	7,593	7,631	7,614	7,738	7,859	77,187	115,622
	計	92,629	92,236	91,550	91,343	91,274	955,378	1,414,410
歳出	義務的経費	47,674	46,872	45,688	45,153	45,270	512,193	742,850
	人件費	17,111	16,926	16,381	16,359	16,537	181,789	265,103
	扶助費	20,635	21,028	21,428	21,836	22,253	185,524	292,704
	公債費	9,928	8,918	7,879	6,958	6,480	144,880	185,043
	投資的経費	11,141	11,191	11,246	11,352	11,341	106,511	162,782
	その他	33,814	34,173	34,616	34,838	34,663	336,674	508,778
計		92,629	92,236	91,550	91,343	91,274	955,378	1,414,410

歳入(3市町村・単独の合算)



- その他
- 地方債
- 四国・県支出金
- 地方交付税等
- 税等

歳出(3市町村・単独の合算)



- その他
- 投資的経費
- 義務的経費

(2) 市町村ごとの推計値

3市町村それぞれの推計値は、次のとおりです。

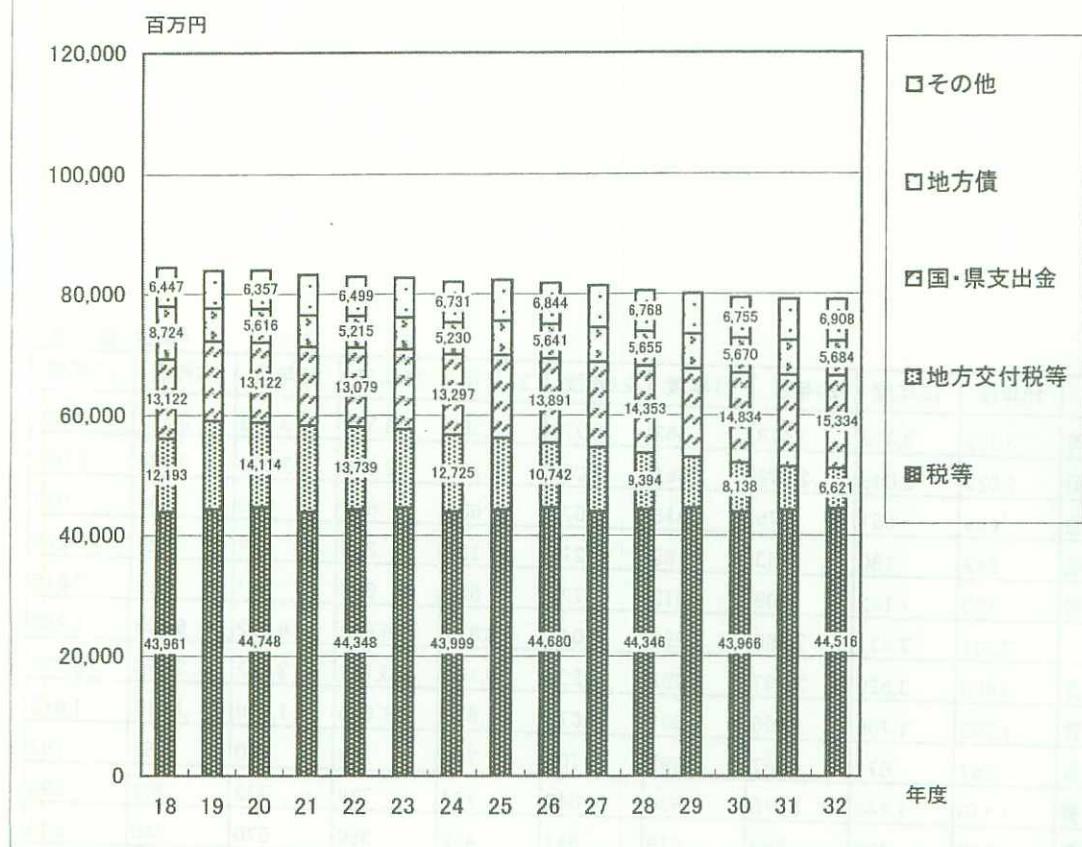
【盛岡市】

(単位:百万円)

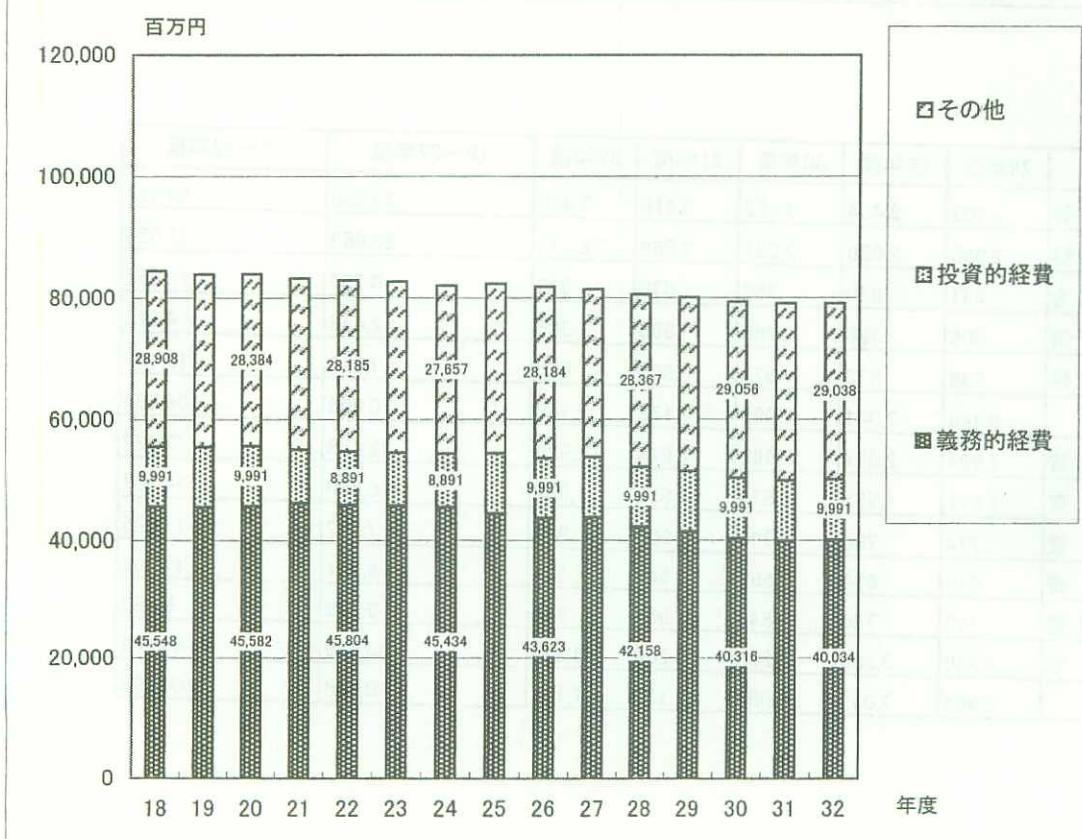
区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	税等	43,961	44,420	44,748	43,948	44,348	44,641	43,999	44,305	44,680	44,006
	地方交付税等	12,193	14,676	14,114	14,348	13,739	13,034	12,725	11,907	10,742	10,637
	国・県支出金	13,122	13,122	13,122	12,971	13,079	13,187	13,297	13,666	13,891	14,120
	地方債	8,724	5,483	5,616	5,208	5,215	5,223	5,230	5,633	5,641	5,648
	その他	6,447	6,209	6,357	6,739	6,499	6,594	6,731	6,815	6,844	6,955
	計	84,447	83,910	83,957	83,214	82,880	82,679	81,982	82,326	81,798	81,366
歳出	義務的経費	45,548	45,430	45,582	46,104	45,804	45,613	45,434	44,385	43,623	43,751
	人件費	16,065	16,055	15,696	15,780	15,263	15,155	15,480	14,742	14,846	15,213
	扶助費	14,948	15,706	16,262	16,587	16,919	17,257	17,602	17,954	18,313	18,679
	公債費	14,535	13,669	13,624	13,737	13,622	13,201	12,352	11,689	10,464	9,859
	投資的経費	9,991	9,991	9,991	8,891	8,891	8,891	8,891	9,991	9,991	9,991
	その他	28,908	28,489	28,384	28,219	28,185	28,175	27,657	27,950	28,184	27,624
計		84,447	83,910	83,957	83,214	82,880	82,679	81,982	82,326	81,798	81,366

区分		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度
歳入	税等	44,346	44,617	43,966	44,273	44,516	443,056	664,774
	地方交付税等	9,394	8,423	8,138	7,222	6,621	128,115	167,913
	国・県支出金	14,353	14,591	14,834	15,082	15,334	133,577	207,771
	地方債	5,655	5,663	5,670	5,677	5,684	57,621	85,970
	その他	6,768	6,782	6,755	6,843	6,908	66,190	100,246
	計	80,516	80,076	79,363	79,097	79,063	828,559	1,226,674
歳出	義務的経費	42,158	41,420	40,316	39,888	40,034	451,274	655,090
	人件費	14,598	14,463	13,898	13,887	14,073	154,295	225,214
	扶助費	19,053	19,434	19,823	20,219	20,623	170,227	269,379
	公債費	8,507	7,523	6,595	5,782	5,338	126,752	160,497
	投資的経費	9,991	9,991	9,991	9,991	9,991	95,510	145,465
	その他	28,367	28,665	29,056	29,218	29,038	281,775	426,119
計		80,516	80,076	79,363	79,097	79,063	828,559	1,226,674

歳入(盛岡市)



歳出(盛岡市)



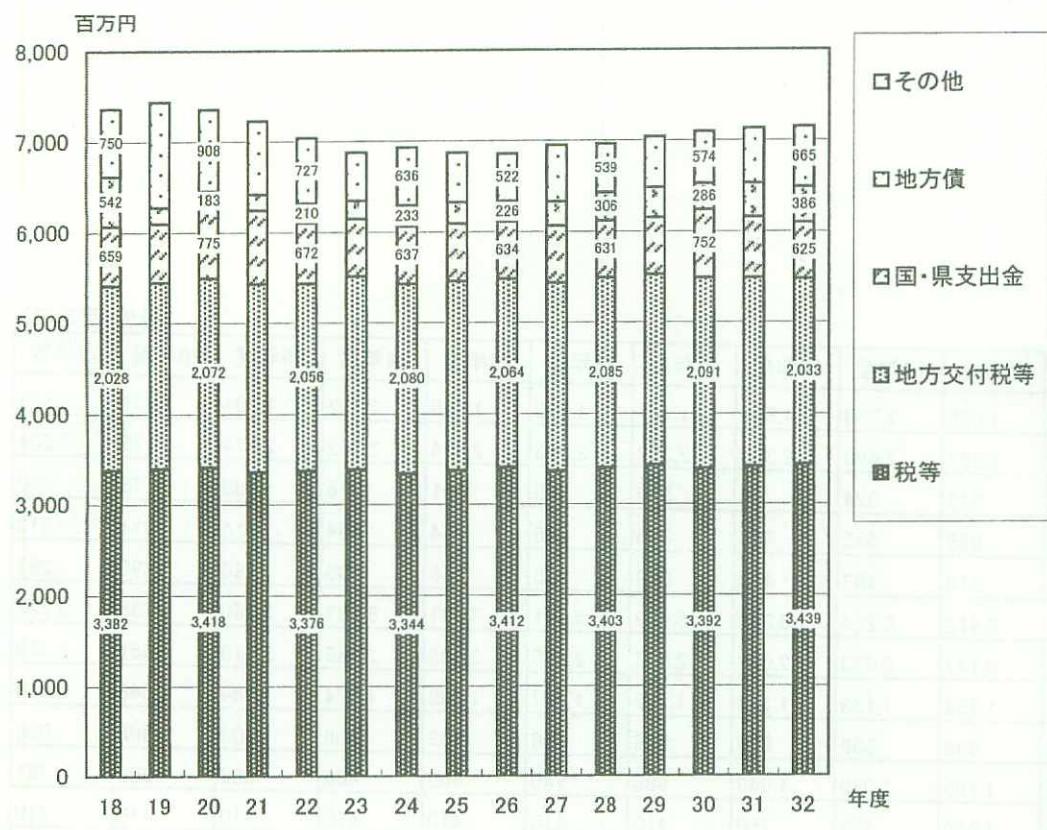
【矢巾町】

(単位:百万円)

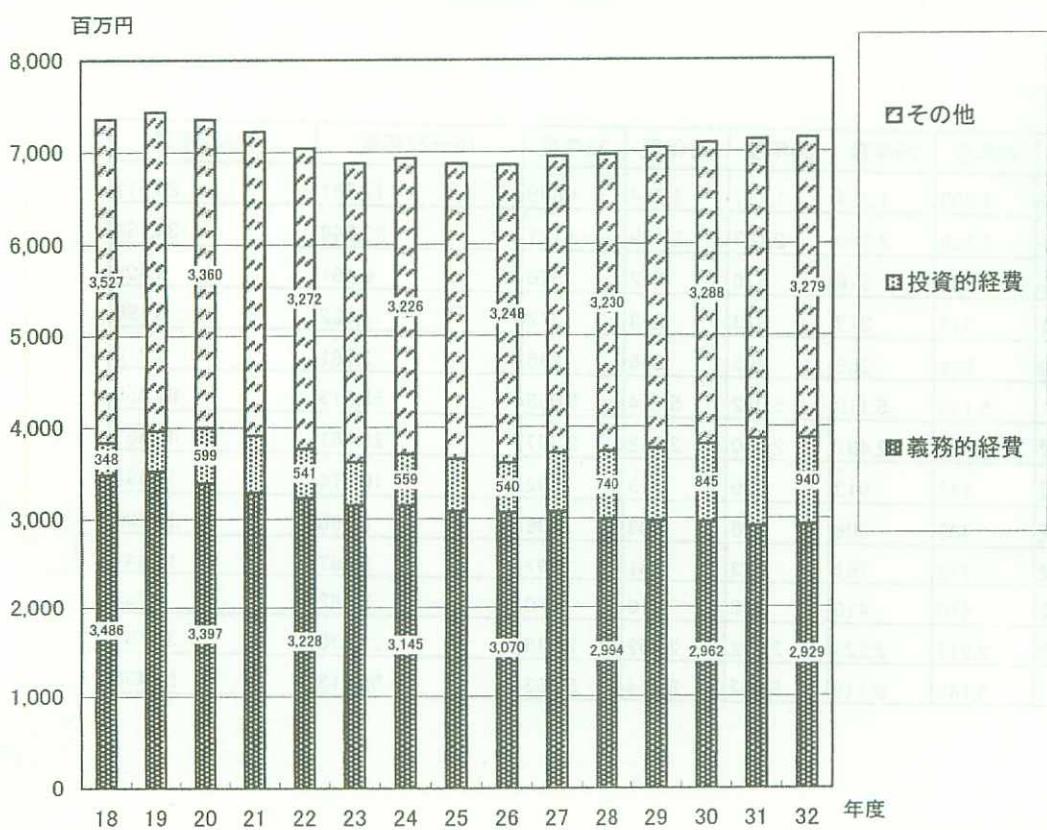
区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	税等	3,382	3,399	3,418	3,363	3,376	3,389	3,344	3,378	3,412	3,369
	地方交付税等	2,028	2,045	2,072	2,064	2,056	2,119	2,080	2,074	2,064	2,061
	国・県支出金	659	651	775	818	672	639	637	636	634	633
	地方債	542	180	183	169	210	197	233	237	226	266
	その他	750	1,162	908	812	727	533	636	547	522	619
	計	7,361	7,437	7,356	7,226	7,041	6,877	6,930	6,872	6,858	6,948
歳出	義務的経費	3,486	3,529	3,397	3,292	3,228	3,151	3,145	3,082	3,070	3,078
	人件費	1,709	1,706	1,695	1,661	1,678	1,649	1,640	1,609	1,617	1,616
	扶助費	667	677	687	697	708	718	729	740	751	763
	公債費	1,110	1,146	1,015	934	842	784	776	733	702	699
	投資的経費	348	434	599	619	541	469	559	570	540	640
	その他	3,527	3,474	3,360	3,315	3,272	3,257	3,226	3,220	3,248	3,230
計		7,361	7,437	7,356	7,226	7,041	6,877	6,930	6,872	6,858	6,948

区分		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度
歳入	税等	3,403	3,434	3,392	3,416	3,439	33,830	50,914
	地方交付税等	2,085	2,088	2,091	2,066	2,033	20,663	31,026
	国・県支出金	631	630	752	675	625	6,754	10,067
	地方債	306	326	286	366	386	2,443	4,113
	その他	539	563	574	609	665	7,216	10,166
	計	6,964	7,041	7,095	7,132	7,148	70,906	106,286
歳出	義務的経費	2,994	2,971	2,962	2,913	2,929	32,458	47,227
	人件費	1,571	1,551	1,574	1,559	1,562	16,580	24,397
	扶助費	774	786	797	809	822	7,137	11,125
	公債費	649	634	591	545	545	8,741	11,705
	投資的経費	740	790	845	951	940	5,319	9,585
	その他	3,230	3,280	3,288	3,268	3,279	33,129	49,474
計		6,964	7,041	7,095	7,132	7,148	70,906	106,286

歳入(矢巾町)



歳出(矢巾町)



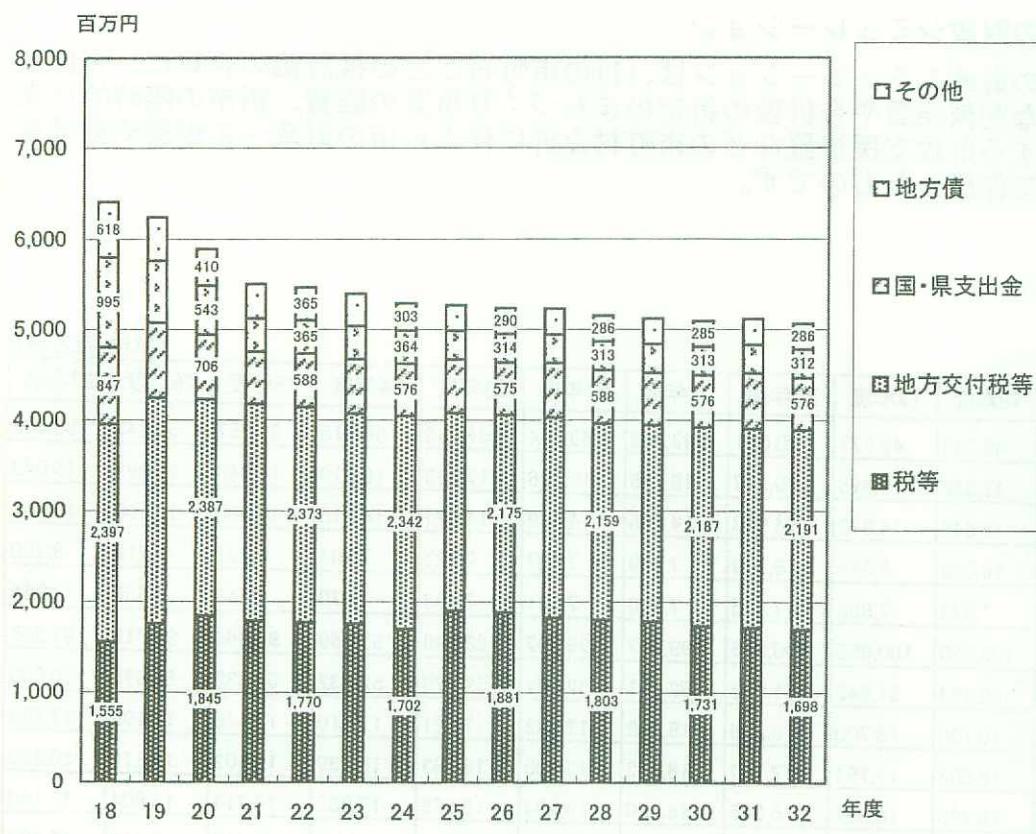
【玉山村】

(単位:百万円)

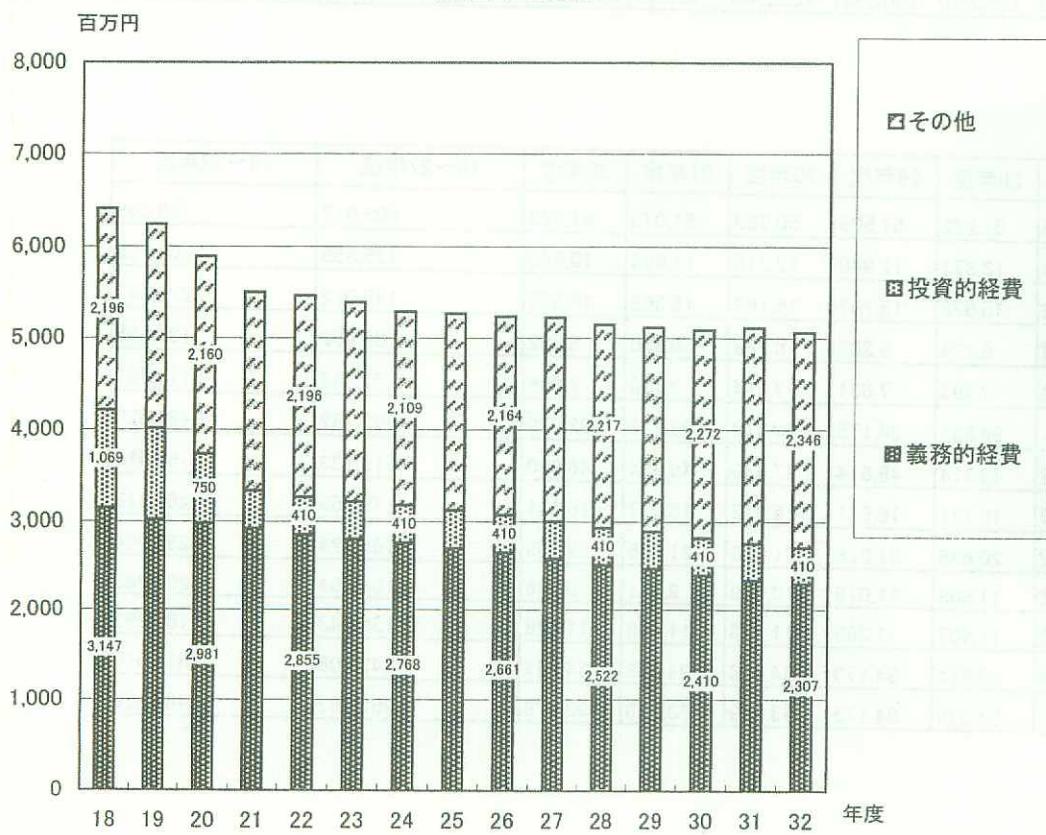
区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	税等	1,555	1,758	1,845	1,787	1,770	1,756	1,702	1,904	1,881	1,823
	地方交付税等	2,397	2,490	2,387	2,392	2,373	2,314	2,342	2,174	2,175	2,204
	国・県支出金	847	824	706	576	588	601	576	588	575	600
	地方債	995	685	543	365	365	364	364	314	314	313
	その他	618	487	410	379	365	356	303	286	290	287
	計	6,412	6,244	5,891	5,499	5,461	5,391	5,287	5,266	5,235	5,227
歳出	義務的経費	3,147	3,020	2,981	2,925	2,855	2,805	2,768	2,710	2,661	2,589
	人件費	1,154	1,123	1,124	1,132	1,107	1,088	1,074	1,064	1,048	1,000
	扶助費	888	808	808	808	808	808	808	808	808	808
	公債費	1,105	1,089	1,049	985	940	909	886	838	805	781
	投資的経費	1,069	993	750	410	410	410	410	410	410	410
	その他	2,196	2,231	2,160	2,164	2,196	2,176	2,109	2,146	2,164	2,228
	計	6,412	6,244	5,891	5,499	5,461	5,391	5,287	5,266	5,235	5,227

区分		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度
歳入	税等	1,803	1,784	1,731	1,714	1,698	17,781	26,511
	地方交付税等	2,159	2,160	2,187	2,189	2,191	23,248	34,134
	国・県支出金	588	576	576	612	576	6,481	9,409
	地方債	313	313	313	313	312	4,622	6,186
	その他	286	286	285	286	286	3,781	5,210
	計	5,149	5,119	5,092	5,114	5,063	55,913	81,450
歳出	義務的経費	2,522	2,481	2,410	2,352	2,307	28,461	40,533
	人件費	942	912	909	913	902	10,914	15,492
	扶助費	808	808	808	808	808	8,160	12,200
	公債費	772	761	693	631	597	9,387	12,841
	投資的経費	410	410	410	410	410	5,682	7,732
	その他	2,217	2,228	2,272	2,352	2,346	21,770	33,185
	計	5,149	5,119	5,092	5,114	5,063	55,913	81,450

歳入(玉山村)



歳出(玉山村)



(3) 新市の財政シミュレーション

新市の財政シミュレーションは、(1)の市町村ごとの推計値の合算に、合併に伴う主な削減経費や合併後の新市のまちづくり事業の経費、新市の臨時的な支出に対する財政支援措置などの市町村合併に伴う新市の財政への影響や効果を加味して作成したものです。

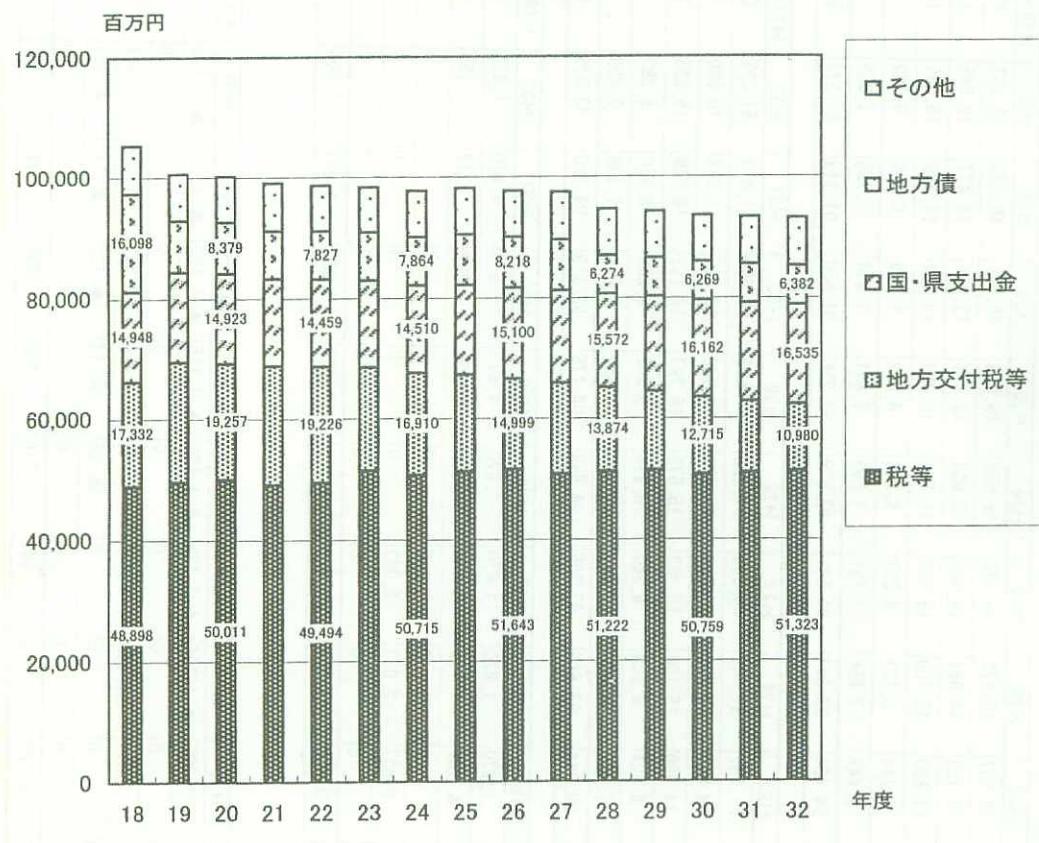
【新市】

(単位:百万円)

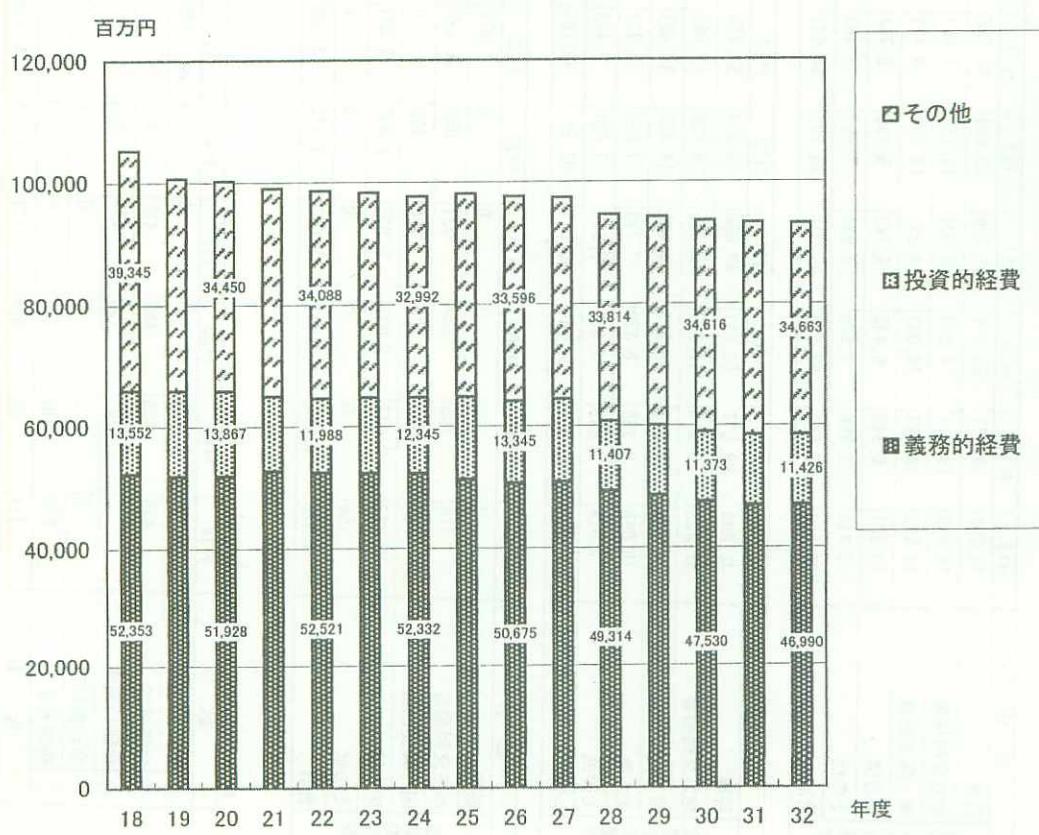
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	税等	48,898	49,577	50,011	49,098	49,494	51,456	50,715	51,257	51,643	50,868
	地方交付税等	17,332	19,916	19,257	19,725	19,226	17,099	16,910	16,048	14,999	15,043
	国・県支出金	14,948	14,917	14,923	14,485	14,459	14,427	14,510	14,890	15,100	15,353
	地方債	16,098	8,385	8,379	7,779	7,827	7,821	7,864	8,221	8,218	8,260
	その他	7,974	7,858	7,675	7,930	7,591	7,483	7,670	7,648	7,656	7,861
	計	105,250	100,653	100,245	99,017	98,597	98,286	97,669	98,064	97,616	97,385
歳出	義務的経費	52,353	51,942	51,928	52,771	52,521	52,379	52,332	51,332	50,675	50,900
	人件費	19,100	18,700	18,286	18,329	17,792	17,621	17,910	17,116	17,199	17,502
	扶助費	16,503	17,191	17,757	18,092	18,435	18,783	19,139	19,502	19,872	20,250
	公債費	16,750	16,051	15,885	16,350	16,294	15,975	15,283	14,714	13,604	13,148
	投資的経費	13,552	13,915	13,867	12,113	11,988	12,299	12,345	13,416	13,345	13,403
	その他	39,345	34,796	34,450	34,133	34,088	33,608	32,992	33,316	33,596	33,082
	計	105,250	100,653	100,245	99,017	98,597	98,286	97,669	98,064	97,616	97,385

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度	
歳入	税等	51,222	51,505	50,759	51,073	51,323	503,017	758,899
	地方交付税等	13,874	12,940	12,715	11,694	10,980	175,555	237,758
	国・県支出金	15,572	15,797	16,162	16,369	16,535	148,012	228,447
	地方債	6,274	6,302	6,269	6,356	6,382	88,852	120,435
	その他	7,593	7,631	7,614	7,738	7,859	77,346	115,781
	計	94,535	94,175	93,519	93,230	93,079	992,782	1,461,320
歳出	義務的経費	49,314	48,614	47,530	46,934	46,990	519,133	758,515
	人件費	16,771	16,571	16,013	15,977	16,141	179,555	261,028
	扶助費	20,635	21,028	21,428	21,836	22,253	185,524	292,704
	公債費	11,908	11,015	10,089	9,121	8,596	154,054	204,783
	投資的経費	11,407	11,388	11,373	11,458	11,426	130,243	187,295
	その他	33,814	34,173	34,616	34,838	34,663	343,406	515,510
	計	94,535	94,175	93,519	93,230	93,079	992,782	1,461,320

歳入(新市)



歳出(新市)



◎ 合併効果額

1 歳入

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18～H27	H18～H32	
合併しない場合	税等	48,898	49,577	50,011	49,098	49,494	49,786	49,045	49,587	49,973	49,198	49,552	49,835	49,089	49,403	49,653	494,667	742,199
	地方交付税等	16,618	19,211	18,573	18,804	18,168	17,467	17,147	16,155	14,981	14,902	13,638	12,671	12,416	11,477	10,845	172,026	233,073
	国・県支出金	14,628	14,597	14,603	14,365	14,339	14,427	14,510	14,890	15,100	15,353	15,572	15,797	16,162	16,369	16,535	146,812	227,247
	地方債	10,261	6,348	6,342	5,742	5,790	5,784	5,827	6,184	6,181	6,227	6,274	6,302	6,269	6,356	6,382	64,686	96,269
	その他	7,815	7,858	7,675	7,930	7,591	7,483	7,670	7,648	7,656	7,861	7,593	7,631	7,614	7,738	7,859	77,187	115,622
	合計	98,220	97,591	97,204	95,939	95,382	94,947	94,199	94,464	93,891	93,541	92,629	92,236	91,550	91,343	91,274	955,378	1,414,410

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18～H27	H18～H32	
合併する場合	税等	48,898	49,577	50,011	49,098	49,494	51,456	50,715	51,257	51,643	50,868	51,222	51,505	50,759	51,073	51,323	503,017	758,899
	地方交付税等	17,332	19,916	19,257	19,725	19,226	17,099	16,910	16,048	14,999	15,043	13,874	12,940	12,715	11,694	10,980	175,555	237,758
	国・県支出金	14,948	14,917	14,923	14,485	14,459	14,427	14,510	14,890	15,100	15,353	15,572	15,797	16,162	16,369	16,535	148,012	228,447
	地方債	16,098	8,385	8,379	7,779	7,827	7,821	7,864	8,221	8,218	8,260	6,274	6,302	6,269	6,356	6,382	88,852	120,435
	その他	7,974	7,858	7,675	7,930	7,591	7,483	7,670	7,648	7,656	7,861	7,593	7,631	7,614	7,738	7,859	77,346	115,781
	合計	105,250	100,653	100,245	99,017	98,597	98,286	97,669	98,064	97,616	97,385	94,535	94,175	93,519	93,230	93,079	992,782	1,461,320

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18～H27	H18～H32	
合併効果額	税等	0	0	0	0	0	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	8,350	16,700	
	地方交付税等	714	705	684	921	1,058	▲ 368	▲ 237	▲ 107	18	141	236	269	299	217	135	3,529	4,685
	国・県支出金	320	320	320	120	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200	1,200	
	地方債	5,837	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037	2,033	0	0	0	0	0	24,166	24,166	
	その他	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	159	159	
	合計	7,030	3,062	3,041	3,078	3,215	3,339	3,470	3,600	3,725	3,844	1,906	1,939	1,969	1,887	1,805	37,404	46,910

● 地方交付税の合併効果額内訳

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18～H27	H18～H32	
普通 交付 税	事業所税課税による減	0	0	0	0	0	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 1,125	▲ 5,625	▲ 11,250	
	合併補正	435	435	435	435	435	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,175	2,175	
	合併特例債	0	103	138	486	623	757	888	1,018	1,143	1,266	1,386	1,468	1,547	1,514	1,481	6,422	13,818
	合併算定替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 25	▲ 74	▲ 123	▲ 172	▲ 221	0	▲ 615	
	格差是正	279	167	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	557	557	
	合計	714	705	684	921	1,058	▲ 368	▲ 237	▲ 107	18	141	236	269	299	217	135	3,529	4,685

2 歳出

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18～H27	H18～H32	
合併しない場合	義務的経費	52,181	51,979	51,960	52,321	51,887	51,569	51,347	50,177	49,354	49,418	47,674	46,872	45,688	45,153	45,270	512,193	742,850
	人件費	18,928	18,884	18,515	18,573	18,048	17,892	18,194	17,415	17,511	17,829	17,111	16,926	16,381	16,359	16,537	181,789	265,103
	扶助費	16,503	17,191	17,757	18,092	18,435	18,783	19,139	19,502	19,872	20,250	20,635	21,028	21,428	21,836	22,253	185,524	292,704
	公債費	16,750	15,904	15,688	15,656	15,404	14,894	14,014	13,260	11,971	11,339	9,928	8,918	7,879	6,958	6,480	144,880	185,043
	投資的経費	11,408	11,418	11,340	9,920	9,842	9,770	9,860	10,971	10,941	11,041	11,141	11,191	11,246	11,352	11,341	106,511	162,782
	その他	34,631	34,194	33,904	33,698	33,653	33,608	32,992	33,316	33,596	33,082	33,814	34,173	34,616	34,838	34,663	336,674	508,778
	合計	98,220	97,591	97,204	95,939	95,382	94,947	94,199	94,464	93,891	93,541	92,629	92,236	91,550	91,343	91,274	955,378	1,414,410

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18～H27	H18～H32	
合併する場合	義務的経費	52,353	51,942	51,928	52,771	52,521	52,379	52,332	51,332	50,675	50,900	49,314	48,614	47,530	46,934	46,990	519,133	758,515
	人件費	19,100	18,700	18,286	18,329	17,792	17,621	17,910	17,116	17,199	17,502	16,771	16,571	16,013	15,977	16,141	179,555	261,028
	扶助費	16,503	17,191	17,757	18,092	18,435	18,783	19,139	19,502	19,872	20,250	20,635	21,028	21,428	21,836	22,253	185,524	292,704
	公債費	16,750	16,051	15,885	16,350	16,294	15,975	15,283	14,714	13,604	13,148	11,908	11,015	10,089	9,121	8,596	154,054	204,783
	投資的経費	13,552	13,915	13,867	12,113	11,988	12,299	12,345	13,416	13,345	13,403	11,407	11,388	11,373	11,458	11,426	130,243	187,295
	その他	39,345	34,796	34,450	34,133	34,088	33,608	32,992	33,316	33,596	33,082	33,814	34,173	34,616	34,838	34,663	343,406	515,510
	合計	105,250	100,653	100,245	99,017	98,597	98,286	97,669	98,064	97,616	97,385	94,535	94,175	93,519	93,230	93,079	992,782	1,461,320

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18～H27	H18～H32	
合併効果額	義務的経費	172	▲ 37	▲ 32	450	634	810	985	1,155	1,321	1,482	1,640	1,742	1,842	1,781	1,720	6,940	15,665
	人件費	172	▲ 184	▲ 229	▲ 244	▲ 256	▲ 271	▲ 284	▲ 299	▲ 312	▲ 327	▲ 340	▲ 355	▲ 368	▲ 382	▲ 396	▲ 2,234	▲ 4,075
	扶助費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公債費	0	147	197	694	890	1,081	1,269	1,454	1,633	1,809	1,980	2,097	2,210	2,163	2,116	9,174	19,740
	投資的経費	2,144	2,497	2,527	2,193	2,146	2,529	2,485	2,445	2,404	2,362	266	197	127	106	85	23,732	24,513
	その他	4,714	602	546	435	435	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,732	6,732	
	合計	7,030	3,062	3,041	3,078	3,215	3,339	3,470	3,600	3,725	3,844	1,906	1,939	1,969	1,887	1,805	37,404	46,910

特別債の完全償還は
何年になるか(→
未記載期間は15年)

3 市町村合併による新市財政への主な効果

3 市町村の合併による財政上の効果としては、経費削減による歳出の減や国・県からの補助金などの財政支援、合併特例債などの活用によるものがあります。

(1) 合併による効果

① 三役等特別職人件費の削減効果

平成 16 年 4 月現在の 3 市町村の特別職（三役及び教育長）の合計は 12 人ですが、合併後の特別職の人数を 4 人とした場合、8 人の減少となり、給与額は、年額約 1 億 300 万円の削減が見込まれます。

区分	現在(単独)		合併後		15年間削減効果
	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	
三役等特別職	12	165,927	4	62,513	15億5,100万円

注：合併後の給与総額は、盛岡市の現在の給与額で試算しています。給与総額には、共済組合負担金、退職手当組合負担金を含みます。

② 議会議員人件費の削減効果

議会議員の人件費については、最も議員が多くなる場合を想定しています。3 市町村の議員数は、平成 16 年 4 月 1 日現在、合計で 80 人となっています。合併後 1 年 4 カ月間は議員在任特例を適用し、その後議員数を地方自治法の法定上限定数 46 人と想定した場合、34 人の減となり、報酬額は平成 20 年度以降、年額約 8,300 万円の減額が見込まれます。

区分	現在(単独)		合併後				15年間 削減効果
			在任特例期間		在任特例期間経過後		
	人数 (人)	報酬総額(年額) (千円)	人数 (人)	報酬総額(年額) (千円)	人数 (人)	報酬総額(年額) (千円)	
議員	80	589,427	80	878,891	46	506,227	8億4,400万円

注：合併後の報酬総額は、盛岡市の現在の報酬額で試算しています。報酬総額には、議員共済会給付費負担金を含みます。合併の時期を平成 18 年 1 月と仮定し、在任特例の期間は盛岡市の議会議員の任期である平成 19 年 5 月 1 日までとしています。

③ 一般職員人件費の削減効果

3市町村の合併により総務・企画・管理部門等の一本化が図られ、職員の削減が見込まれます。新市財政計画では平成4年の都南村との合併などを参考に総務・管理部門を中心に50人の減、生活保護や建築確認申請事務など新たな行政需要に対応し20人の増加を見込み、全体で30人の削減を見込んでいます。

区分	基準年度 人数 (人)	削減数		合併後15年 人数 (人)	15年間削減効果 (合併による30人の削減分)
		行政改革によるもの (人)	合併によるもの (人)		
一般職員	2,168	131	30	2,007	16億8,000万円

注:基準年度は、平成15年度です。

行政改革による131人の削減分は、単独の場合の財政シミュレーションに含まれています。

人件費の削減効果は、盛岡市職員の平均給与額で試算しています。

④ 普通建設事業費の増加効果

合併により歳入面では、合併特例債の発行や交付税の優遇措置、国等の支援補助金の活用が可能になるとともに、歳出面において、行政の一体化により様々な経費が削減されることにより、公共施設の整備を行う普通建設事業費の増加が可能になります。

区分	15年間の事業費増加額
普通建設事業費	245億1,300万円

⑤ 地方税

新市の人口が30万人を超えることから、政令による課税団体の指定を受け、事業所税を課税することとなります。ただし、合併から5年間は、政令による課税団体の指定が延期されます。

また、都市計画税については、合併後5年間は不均一課税を行うこととしています。

区分	15年間の增加額	摘要
事業所税	150億円	合併後5年間は、課税団体の指定の延期（うち留保財源は37億5,000万円）
都市計画税	17億円	合併後5年間は、不均一課税

(2) 新市のまちづくり事業にかかる経費

① 合併まちづくり事業

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併市町村が市町村建設計画により行う市町村の一体化、均衡ある発展のための建設事業に対して、合併後10年間、合併特例債を借入れすることができます。後年度、元利償還金の70%が普通交付税に算入されます。

合併まちづくり事業にかかる合併特例債は、交付税措置の割合が高い有利な地方債ではありますが、後年度に一般財源による財政負担が生じることから、健全財政を維持するためには、有効、かつ、適正に活用することが求められます。

したがって、本財政シミュレーションにおいては、合併特例債について、新市将来構想の主要事業や後年度の元利償還金などの財政影響額を考慮した上で、活用額を試算しています。

区分	限度額	試算額
標準全体事業規模	357億2,000万円	214億3,000万円
合併特例債(95%)	339億3,000万円	203億6,000万円
元利償還金	413億7,000万円	248億2,000万円
交付税算入(70%)	289億6,000万円	173億7,000万円

② 合併市町村振興基金

旧市町村単位の地域振興、住民の一体感の醸成のために、市町村建設計画に基づいて行う基金の造成に対して、合併特例債を借入れすることができます。後年度、元利償還金の70%が普通交付税に算入されます。

標準基金規模	40億円
合併特例債(95%)	38億円
元利償還金	46億3,000万円
交付税算入(70%)	32億4,000万円

(3) 臨時の経費に係る財政支援

【国の支援策】

① 普通交付税（合併補正）

合併直後に発生する行政の一体化、行政水準の格差是正などの臨時の経費に対する措置として、合併後5年間、普通交付税に上乗せされます。

5年間の増加額	概ね21億7千万円
---------	-----------

② 特別交付税

合併を機に行う新しいまちづくり、合併市町村間の公共料金の格差調整などの需要を包括的に措置するため、合併後3年間、特別交付税に上乗せされます。

3年間の増加額	概ね5億5千万円
---------	----------

③ 国庫補助金（合併市町村補助金）

市町村建設計画に位置付けられたもので、行政の一体化、住民へのサービス水準の確保、公共施設間の連携強化、合併市町村間の交流の促進などのために行う事業に対して、合併後3年間交付されます。

3年間の増加額	6億円（上限）
---------	---------

【県の支援策】

① 合併市町村自立支援交付金

合併市町村の自立に向けた先導的な取組みに対し交付するもので、地域のリーダー養成、合併市町村の一体感の醸成など地域アイデンティティの形成、コミュニティ形成や活動支援に資する事業に対して、合併年度に続く5年間交付されます。

5年間の増加額	6億円（上限）
---------	---------

② 自治振興基金の無利子貸付

市町村建設計画に基づく道路整備事業、社会福祉施設整備事業などに対して、無利子で貸付を受けることができます。

なお、今回の財政シミュレーションでは、借入額を見込んでいません。

単年度の貸付限度額	2億円
-----------	-----

參 考 資 料

3市町村の地域づくりの課題

項目	盛岡市	矢巾町	玉山村
市(町村)民生活	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の活性化 ○男女共同参画社会の実現 ○NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体の活動支援 ○地域リーダーの養成 ○消防・救急体制の充実 ○災害対策の充実 ○交通安全対策の充実 ○山村地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の推進 ○情報技術利用による町全体の情報化対策 ○各種団体・ボランティアやNPO等の育成・支援の強化 ○災害に強いまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民と行政相互の連携・協力する協働関係の確立 ○各種団体・ボランティアやNPO等の育成・支援の強化 ○盛岡中央消防署玉山分署の老朽化に伴う早期改修 ○路線バスの廃止等に係る交通弱者対策
福祉・保健医療	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢社会への対応 ○子育て支援の強化 ○ユニバーサルデザインのまちづくり ○地域福祉活動の充実 ○高齢者の在宅福祉等の充実とデイサービスセンター等老人福祉施設の整備 ○障害者福祉サービスの充実と社会参加の促進 ○健康診断等保健予防の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防事業の強化（生きがいディサービス事業・介護予防拠点施設運営事業） ○ヘルスアップ（健康づくり）事業の充実強化 ○国民保養センター運営事業の充実 ○健康長寿のまち宣言の推進 ○地域福祉の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化への対応 ○子育て支援の充実強化 ○保健予防・治療・リハビリ・介護予防の一貫性医療体制の充実 ○生きがいと健康づくりの促進
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育力の強化 ○国際感覚豊かな人材の育成 ○生涯スポーツの振興 ○学校施設耐震化、大規模改修等教育環境の整備 ○生涯学習の振興 ○姉妹都市交流、外国人講師招聘等国際交流事業の充実 ○史跡等歴史的遺産の保存と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○矢巾中学校の改築 ○徳田小学校の移設（国指定史跡内にあるため） ○生涯学習、生涯スポーツの振興 ○国指定史跡の整備 ○国際交流の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○渋民小学校校舎の早期改修 ○生涯学習推進体制の充実 ○就学前教育の充実 ○文化・芸術の振興
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○環境との共生（花と緑のまちづくりなど） ○循環型社会の構築 ○自然や歴史的情緒の保全 ○除雪対策 ○都市景観形成 ○魔物の発生抑制とリサイクルの推進 ○廃棄物処分場再整備 ○都市公園の整備 ○河川の改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境まちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人の健康と安全の確保 ・良好な生態系の確保 ・省資源、省エネルギーの推進 ○水道水安定供給の推進 ○駅前生活核空間の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然景観及び自然環境の保全対策 ○ゼロ・エミッションの推進等、循環型社会の構築 ○ゴミ排出量の抑制対策及び旧ゴミ焼却施設の解体
産業	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用の創出 ○地域経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・各地区中心市街地の活性化 ・産学官連携による新規ビジネスの支援 ・高速交通網の結節点である優位性や地域資源を活用した観光の振興など ○都市型農業の推進 ○地域材の利用拡大 ○地場産業の育成、振興 ○盛岡ブランドの開発 ○中央卸売市場の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用の拡大 ○企業誘致の推進 ○各地区中心市街地の活性化 ○産業の担い手対策 ○観光資源の利活用 ○特産品の開発 ○地場産業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用の創出 ○高生産・高付加価値農業の育成 ○農業・商業の後継者対策 ○畜糞処理施設の整備 ○林業の振興対策 ○企業誘致の推進 ○道の駅の整備 ○商店街振興 ○観光資源の利活用対策
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通渋滞の解消 ○公共交通機関の整備 ○下水道整備の均衡（3市町村） ○広域幹線道路の整備 ○市街地幹線道路の整備 ○バスの利用促進 ○盛岡南地区、盛岡駅西口地区の整備 ○中心市街地整備（再開発等） ○河川改修 ○上水道の水源涵養 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道、浄化槽の整備 ○安全安心で暮らしやすい都市環境の整備 ○矢幡駅周辺土地区画整理事業の推進 ○市域と幹線町道の接続 ○交通渋滞の解消 <ul style="list-style-type: none"> （岩手医科大学移転への対応） ○新市街地整備（組合施行）に伴う支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○主要村道の改良と歩道の設置 ○携帯電話の不感知地域の解消 ○下水道整備等、生活関連事業整備の促進強化 ○IGR新駅の設置 ○IGR好摩駅東口の設置及び駅前整備 ○渋民土地区画整理事業の推進 ○テレビ難視聴対策 ○複合型大型店舗の誘致
行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○行財政基盤の強化 ○職員の資質向上 ○市民協働の実現、NPO等との連携 ○広域的な課題への対応 ○「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○町行財政プログラムの策定 ○行財政基盤の強化 ○職員の資質向上 ○長期展望による財政計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○玉山村行財政構造改革プログラムの推進 ・住民参加型システムづくりの構築 ・職員の意識改革による資質向上 ・健全財政の確立と給与及び定員管理の適正化の推進 ・行政組織機構の見直しと業務プロセスの再構築 ○事務事業評価制度の本格導入

資料2

■将来人口参考資料 (新市及び3市町村別将来人口)

※平成2年～12年の数値は、総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分人口と総人口が一致しない場合がある。

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	312,552	322,642	328,125	331,700	332,900	330,900
0歳～14歳	60,854	56,200	50,606	47,786	45,197	42,203
	19.5	17.4	15.4	14.4	13.6	12.8
15歳～64歳	218,221	223,922	225,094	224,875	221,490	212,566
	69.8	69.4	68.6	67.8	66.5	64.2
65歳以上	33,332	42,492	52,367	59,039	66,213	76,131
	10.7	13.2	16.0	17.8	19.9	23.0

■盛岡市

(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	278,497	286,478	288,843	289,100	286,600	280,900
0歳～14歳	53,962	49,647	44,134	41,040	38,218	35,230
	19.4	17.3	15.3	14.2	13.3	12.5
15歳～64歳	195,711	200,237	199,462	196,889	190,857	179,714
	70.3	69.9	69.1	68.1	66.6	64.0
65歳以上	28,679	36,566	45,189	51,171	57,525	65,956
	10.3	12.8	15.6	17.7	20.1	23.5

■矢巾町

(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	19,920	21,919	25,268	29,000	33,200	37,600
0歳～14歳	4,136	4,108	4,447	4,973	5,457	5,707
	20.8	18.7	17.6	17.1	16.4	15.2
15歳～64歳	13,278	14,660	16,923	19,642	22,649	25,554
	66.7	66.9	67.0	67.7	68.2	68.0
65歳以上	2,506	3,151	3,898	4,385	5,094	6,339
	12.6	14.4	15.4	15.1	15.3	16.9

■玉山村

(単位：人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	14,135	14,245	14,014	13,600	13,100	12,400
0歳～14歳	2,756	2,445	2,025	1,773	1,522	1,266
	19.5	17.2	14.4	13.0	11.6	10.2
15歳～64歳	9,232	9,025	8,709	8,344	7,984	7,298
	65.3	63.4	62.1	61.3	60.9	58.9
65歳以上	2,147	2,775	3,280	3,483	3,594	3,836
	15.2	19.5	23.4	25.6	27.4	30.9

中核市制度について

1 中核市とは（都市制度の比較）

2004.4.1 現在

区分	特例市	中核市	政令指定都市
要件	人口 20 万人以上で政令で定める市	①人口 30 万人以上で、②人口が 50 万人未満の場合には面積 100k m ² 以上の政令で定める市	人口 50 万人以上で政令で定める市
	盛岡市など 39 市	秋田市など 35 市	人口その他都市としての規模、行財政力等において、既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定を受けている。仙台市など 13 市
事務配分の特例	原則として、中核市に配分されている事務を処理する。 ただし、特例市が単独で処理するよりも、県が一括して処理する方が効率的な事務は除く。	原則として、政令指定都市に配分されている事務を処理する。ただし、中核市が単独で処理するよりも、県が一括して処理する方が効率的な事務は除く。 ・道路法に関する事務・児童相談所の設置等が除かれれる。	県が行う事務のうち、大都市として、市民サービスを効果的、総合的に行えるよう、福祉、保健衛生、都市計画、土木、文教、環境保全行政等に関する事務等を処理する。
関与の特例	原則として、行政監督の特例はない。	原則として関与の特例なし。ただし、福祉に関する事務については、政令指定都市と同様に関与の特例を設けている。	知事の承認、許可、認可等の監督を要している事務について、その監督の必要をなくし、又は知事の監督に代えて直接主務大臣の監督となる。
行政組織上の特例	なし	なし	市の区域を分け区を設置。
財政上の特例	地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費の算入がある。 普通交付税の態容補正	地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費の算入がある。 普通交付税の態容補正	地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費の算入がある。 普通交付税の態容補正、地方譲与税等の割増 地方債発行の許可権者が県から総務大臣になる、宝くじの発行が可能になる。
決定の手続	指定都市の指定に関する政令で指定（地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項）	中核市に関する政令で指定 (地方自治法第 252 条の 22 第 1 項) 総務大臣は市からの申し出（市議会の議決、都道府県議会の議決、都道府県の同意が必要となる）に基づいて、政令を立案する。	指定都市の指定に関する政令で指定 (地方自治法第 252 条の 19 第 1 項)

2 中核市が取り扱う事務

ある程度の規模や能力を持つ比較的大きな都市の事務権限を強化し、市民のより身近なところで行政を行なうことができるよう、平成 6 年に地方自治法が改正され、新たに中核市制度ができました。中核市制度は地方分権を推進するための先行的な制度であり、中核市には、市民の皆さんに身近な事務権限が数多く委譲されています。事務手続きの迅速・効率化やきめ細かなサービスの提供が進むなど、地域住民サービスの向上につながっています。

（1）保健衛生行政に関する事務（保健所を設置し、処理する事務など）

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務
感染症情報の分析・公表、医療機関への入院の措置、病原体保有の確認など
- ②食品衛生法に基づく事務
飲食店営業の許可、中毒患者等の報告など
- ③興行場法・旅館業法及び公衆浴場法に基づく事務
営業の許可、立ち入り検査など
- ④結核予防法に基づく事務
定期外健康診断の実施、指定医療機関の指定など
- ⑤母子保健法に基づく事務
未熟児への訪問指導、養育医療の給付
- ⑥医療法に基づく事務
診療所、助産所の開設許可など
- ⑦児童福祉法に基づく事務
児童の健康相談、育成医療給付など
- ⑧建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務
特定建築物の設置等の届出、立入検査など

（2）民生行政に関する事務

- ①社会福祉法に基づく事務
地方社会福祉審議会の設置及び運営、社会福祉法人の定款の認可など
- ②民生委員法に基づく事務
民生委員の定数決定など
- ③身体障害者福祉に基づく事務
身体障害者手帳の交付など

- ④母子及び寡婦福祉法に基づく事務 母子・寡婦福祉資金の貸付けなど
⑤老人福祉法に基づく事務 養護老人ホームの設置認可・監督など

(3) 都市計画等に関する事務

- ①都市計画法に基づく事務 市街化区域又は市街化調整区域の開発行為の許可など
②土地区画整理法に基づく事務 土地区画整理組合の設立認可など
③宅地造成等規正法に基づく事務 規制区域内における宅地造成工事の許可など
④屋外広告物法に基づく事務 屋外広告物の条例による設置制限など

(4) 環境保全行政に関する事務

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可など

(5) 文教行政に関する事務

- ①文化財保護法に基づく事務 重要文化財現状変更許可、保存に係る立入調査など地教行法に基づく事務、県費負担教職員の研修など

3 中核市の主なメリット

(1) 市民サービスの向上

保健、福祉、環境など、市民生活に密着した分野の事務の権限が県から市へ委譲され、これまで以上にきめ細やかな対応が可能になります。また、受付から許認可までの一連の事務処理を市が一括して行うことになるため、事務処理期間が短縮され、迅速で効率的な市民サービスの提供が可能になります。

- 例) 社会福祉審議会の設置ができるようになるため、地域に配慮した福祉のあり方が審議され、行政に反映されます。
例) 身体障害者手帳の交付は、これまで市で申請を受理し、県で決定していましたが、中核市に移行すると一連の事務処理を市が一括してできるようになります。処理期間が短縮されます。

(2) 地域保健衛生の推進

市が保健所の運営主体となることにより、保健予防、環境衛生、食品衛生に関する事務が一括して県から委譲されます。

- 例) 市立保健所の設置により、これまで県が行ってきた保健予防、環境衛生、食品衛生における技術的、専門的分野についても市が一貫した体制で取り組むことになり、総合的な保健衛生行政を効果的に推進できるようになります。

(3) 个性豊かなまちづくりの推進

都市計画や土地区画整理事業などのまちづくりに関する権限、屋外広告物の規制などの事務が県から市へ委譲されることにより、これまで以上に市の地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進することが可能になります。

- 例) 屋外広告物の規制に関する事務が委譲されることにより、市独自の条例に基づき、地域特性を活かした都市景観の形成が可能となります。

(4) 都市のイメージアップ

指定都市に準じた都市と位置付けられることから知名度が上がり、交流人口の増加や企業立地の促進等地域経済への活性化が期待されます。

4 中核市の財政上の特例

中核市の委譲事務に係る経費は、普通交付税で措置されることになっています。普通交付税の基準財政需要額を算定するにあたって、各関連算定項目の普通容積補正係数が一般市より上乗せされることにより、基準財政需要額が増加し、基準財政収入額との差である普通交付税額が増加します。なお、委譲事務のうち、県の事務処理特例に基づき実施してきた事務は、市の事務となるため県の交付金は減額となります。

5 全国の中核市一覧

- 平成8年4月1日 宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市(12市移行)
平成9年4月1日 秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市(5市移行)
平成10年4月1日 豊田市、福山市、高知市、宮崎市(4市移行)
平成11年4月1日 いわき市、長野市、豊橋市、高松市(4市移行)
平成12年4月1日 旭川市、松山市(2市移行)
平成13年4月1日 横須賀市(1市移行)
平成14年4月1日 奈良市、倉敷市(2市移行)
平成15年4月1日 川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市(5市移行)
候補市 八王子市、東大阪市(中核市の要件の指定を受けてはいるものの、指定を受けていない市)

付表：人口規模別市町村事務権限の概要（可能となる行政事務及び各人口規模を目安とした行政事務等の状況）

		人口規模等					
		1～2万人 (町村)	5万人以上 (市制施行)	10万人	20万人以上 (特例市)	30万人以上 (中核市)	100万人程度 (政令指定都市)
行政分野	民生	・特別養護老人ホームの整備 ・在宅介護支援センターの設置	・福祉事務所の設置 ・生活保護の実施 ・母子家庭、妊産婦等への相談指導			・身体障害者手帳の交付 ・知的障害者の保護措置等 ・母子相談員の設置 ・特別養護老人ホームの設置認可・監督	・児童相談所の設置 ・児童自立支援施設の設置 ・身体及び知的障害者更生相談所の設置
	保健衛生					・飲食店営業の許可 ・精神保健福祉相談員の設置 ・結核に係る指定医療機関の指定等 ・診療所の開設許可	・精神障害者等への入院措置 ・精神障害者保健福祉手帳の交付 ・伝染病予防委員の設置 ・精神保健福祉センターの設置
都市計画・建設	都市計画・建設	・建築技師の設置(1万人程度)		・開発行為等に係る規制に関する事務	・開発審査会の設置 ・市街化区域又は市街化調整区域の開発行為の許可 ・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内の建築許可	・屋外広告物の条例による設置制限 ・建築主事の設置(25万人以上)	・都市計画の決定 ・土地利用審査会の設置
	土木						・指定区間以外の国道の管理 ・都道府県道の管理 ・管理する国道・都道府県道の総合交通安全施設等整備事業5ヵ年計画の策定
文教	文教	・中学校の設置	・史跡名称天然記念物の軽微な現状変更等の許可、取消命令	・高等学校の設置		・都道府県費負担教職員の研修	・都道府県費負担教職員の任免給与の決定 ・埋蔵文化財包蔵地域における土木工事の届出受理、発掘調査指示
	環境保全		・環境政策部門の専任組織の設置(3万人程度)	一般廃棄物処理施設(焼却、100t/日規模)の設置	・騒音規制地域の指定等 ・悪臭原因物排出規制地域の指定 ・一般廃棄物処理施設(焼却、300t/日規模)の設置	・大気汚染の防止に関する事務 ・ダイオキシン類による大気、水質等環境汚染の状況の常時監視、公表	
その他		・商店街振興組合等の設置許可等 ・商工会議所の設置	・消防の体制整備 ・女性施策部門の専任組織の設置	・計量法に基づく勧告、定期検査 ・中央卸売市場の開設 ・人事委員会の設置(15万人以上)	・事業所税の賦課	・業務核都市基本構想の作成等	